2013年度予算編成にあたっての

要望書

2012年11月

日本共産党神戸市会議員団

神戸市長 矢 田 立 郎 様

日本共産党神戸市会議員団 団長 松 本 のり子

2013年度予算編成についての要望 費望

昨年の東日本大震災被災者の生活再建は、今なお道半ばというより、緒についたばかりです。復興に大きな障害となっているのが福島原発事故による放射能汚染です。改めて、原子力発電所の危険性を痛感します。直ちに原発を廃止し、自然エネルギー中心の政策に転換することが求められています。ところが、政府や関西電力は、世論の批判に耳を傾けることなく大飯原発の再稼働を強行しました。ひとたび事故が起きれば、神戸市民の生活にも重大な影響を及ぼすことは明白です。再稼働中止、原発廃止は、喫緊の課題となっています。全国的にねばり強い原発廃止を求める運動がひろがっています。東日本の被災地でも、生活再建・生業の再建にむけて、力強い歩みもはじまっています。

こうした中、神戸市では2013年度予算案の編成が行われています。2011年度決算は黒字となりましたが、これは、これまで「行革」という口実で、市民福祉、市民サービスを削減してきた結果でもあります。ところが、市長は、さらなる行財政改革の推進を強調しています。

今後、市民の暮らしは、政府の悪政によりいっそう厳しさを増すことは確実です。今、神戸市に求められているのは、国の悪政の防波堤となり、市民の暮らしや神戸経済を支える中小業者の営業を守るための施策を充実させることです。これまでのように、神戸空港をはじめとしたムダづかいや、借上公営住宅入居者に対する態度に端的に示されている高齢者や弱者への冷たい姿勢を改め、予算編成に臨むべきです。

改めて、市民の暮らし、福祉を最優先するという立場で2013年度予算編成にあたられることを強く求め、以下のとおり、予算要望を行います。

各局要望——

市長室 (国際関係)

- 1 神戸市と行政区の歴史、文化、産業などを紹介する多言語のパンフレットの充実と、在 住外国人のニーズに合わせた内容にすること。またホームページを充実すること。
- 2 在住外国人に対する日常生活支援策を強化すること。区役所で在住外国人の日本語教室 などを開き、支援を図ること。
- 3 海外移住と文化の交流センター及び神戸国際協力交流センターの在住外国人支援事業へ の支援を強めること。相談日の拡大や相談時間の延長など工夫すること。
- 4 医療通訳派遣制度を創設すること。
- 5 海外移住と文化の拠点となった海外移住と文化の交流センターを、観光資源として活用 するため、同センターへのループバス延伸など、アクセスを改善すること。また、展示内 容についても工夫し、充実させること。
- 6 神戸国際コミュニティセンターが、在住外国人対象に発行しているパンフレットについて、一ヵ国語ごとにつくること。さらに、内容を改善するとともに、各区役所などに設置すること。

危機管理室

- 1 危機管理室が、市民の安全・安心を守る部署として、各局の施策待ちにならず、独自のリーダーシップを発揮し、防災対策の強化など役割を果たすこと。
- 2 危機管理マニュアルは、毎年見直すとともに、マニュアルにもとづく訓練を消防局など と行い、災害への対応能力の向上を図ること。
- 3 危機管理室は、自然災害だけでなく市民生活を脅かす様々な「危機」に対し、機敏で適切な判断とリーダーシップが求められる。市民の要請に対して、休日・時間外も含めて迅速に対応できる窓口を設置すること。
- 4 新たな南海、東南海地震の被害想定について、住民とともに抜本的な防災計画をつくり、 広報し、避難訓練など、総合的な対策をとること。
- 5 液状化被害等について検討するため、専門家を含めた検討委員会を設置すること。
- 6 津波への対策として、避難ビルを早期に確定するとともに、津波の威力等についても学校での学習も含め、常に広報をおこなうなど、市民の認識を高めること。
- 7 医療産業都市のエリアで行われている動物実験や病原体などの実験は、バイオハザード を起こす危険性がある。すべての実験施設でどんな実験が行われているのか把握するこ と。
- 8 コンビナート地域の防災・安全対策を強化するため事業所、労働者、住民を交えた検討 委員会を作ること。
- 9 従来の常識を越える地域的な集中豪雨も各地で発生している。河川についても全市的に 水防計画の見直しを行うこと。また、地域の特性に応じた防災・防水を再点検し、必要な 対策を講じること。
- 10 「コミュニティ安全マップ」については、適宜更新するとともに、「危険箇所」を解消 するため、関係機関に働きかけること。また、海岸部においては、「津波編」「災害編」 などに分けて、市民にわかるように広報すること。

- 11 オフィス街の安全対策について、個別事業主まかせにせず、総合的な対策を検討する場を設定すること。
- 12 「強毒性インフルエンザ」や「口蹄疫」など、人や動物を含めた感染症への対策をつよめること。
- 13 デジタル防災無線について、津波対策など近隣住民が内容を聞き取れるように改善し、「いざ」と言うときに避難誘導がスムーズに進むよう点検と訓練をおこなうこと。
- 14 危機管理センターの周知と利用を促進するため、市民講座の開催や小・中学校の防災教育の場として活用すること。
- 15 暴力団対策を強化すること。
- 16 「国民保護計画」については、戦争協力につながるようなものの具体化、訓練は行わないこと。

企画調整局

- 1 東日本大震災被災者が元の生活に戻り、安定した生活を取り戻せるよう、生活再建支援 法の拡充、とくに支援金の拡大や支給対象の拡大、要件の緩和などを国に要望すること。
- 2 東日本大震災の被災自治体では、被災者救済のための独自支援策が創設されている。これらを研究し、今後起こりうる災害に備え、神戸市としても必要な施策を創設すること。
- 3 関西電力にたいして、大飯原発の稼働中止と原発からの撤退を求めること
- 4 神戸市の総合交通体系を考えるための交通政策課を新設し、コミュニティバスの新設、 敬老パスの対象拡大や市民のための便利な公共交通機関について検討すること。その際、 まちづくりや地域の活性化、福祉対策なども含めて検討すること。
- 5 神戸電鉄粟生線の利用者増対策、赤字を減らす対策などについて、関係者と定期的に協議すること。
- 6 北神急行の料金値下げを継続するため、助成を続けること。
- 7 北神急行、神戸電鉄を敬老優待乗車制度、福祉乗車証制度の対象とするよう関係者と協議すること。
- 8 インナー地域の活性化を図るために、若年世帯・子育て世帯の受け入れや、定住人口の 増加につながるインセンティブ策などを検討すること。
- 9 地下鉄海岸線沿線の活性化や乗客増対策について、企画調整局が中心となって全庁的に検討すること。
- 10 神戸空港と関西国際空港を結ぶ海底トンネル(事業費7,000億円以上)は、計画そのものを中止するよう、県に働きかけること。
- 11 国道2号線の地下化構想は中止すること。
- 12 各区計画の作成にあたっては、地域や分野の実情に詳しい人たちを入れること。

- 13 18歳選挙権の実施と、定住外国人の地方参政権実現を国に求めること。
- 14 「国・地方の役割分担論」による乱暴な自治体の再編は、大震災など日本全体でとりくむ課題にこたえることはできない。「特別自治市」や道州制には反対すること。

医療産業都市構想について

- 15 医療産業都市構想における経済効果報告は、積算根拠が極めてあいまいな数値によるものであり不十分である。計画当初の経済効果予測と実際の数値を決算値で経年的に明らかにすること。
- 16 医療産業都市構想は、安全性、自治体の費用負担の在り方とともに、保険外診療の導入など、医療制度の根幹に及ぼす影響などが大きい。医師会をはじめ医療関係者からも大きな疑問と不安が出されている。すべての情報を公開し、医療関係者をはじめ、ひろく市民の意見を聞き、構想の中止を含めて抜本的に見直すこと。
- 17 神戸国際フロンティアメディカルセンター構想は中止すること。
- 18 県立こども病院のポートアイランド2期への誘致はやめること。

外郭団体について

- 19 外郭団体のあり方については、必要性・採算性などから、市民参加で全面的に見直しを行うこと。また、外郭団体への幹部職員の天下りは禁止すること。
- 20 関西国際空港株式会社、先端医療振興財団への出資・貸付は中止すること。
- 21 破たん寸前の外郭団体に対して、神戸市からの支援は行わないこと。

行 財 政 局

- 1 「行財政改革2015」の下で行われている職員削減、市民サービス低下などはやめること。
- 2 市民の暮らしが厳しい時、公共料金の値上げは行わないこと。
- 3 消費税の増税に反対し、国に意見をあげること。
- 4 地方交付税について、交付額引き上げや大都市特有の財政状況を反映できる仕組づくりを国に求めること。
- 5 市の遊休地・未利用地については、福祉・教育分野に有効活用するとともに、市民への 開放をすすめること。売却対象としている土地についても柔軟に対応すること。
- 6 神戸空港には管理収支も含め、市税は一切投入しないこと。また、空港整備事業会計へ の地方交付税の繰入を止めること。さらに、航空燃料譲与税は一般会計に残すこと。
- 7 市税徴収に際して、市民の暮らしや営業実態を無視した差し押さえの強行など、徴税強 化が進められている。特に財産や納付資力のない人に対する差し押さえは人権問題である。 区役所で相談できる体制にもどし、納税者の権利を尊重した対応を行うこと。
- 8 市税などの徴収にあたっては、法と条例に基づいて「納税の猶予」の申請用紙を窓口に おき、要望があって初めて渡すというのではなく、猶予制度について十分な説明を相談者 に行うこと。「換価の猶予」については納税者の意思を尊重し、猶予の適用や分割納入な ど柔軟な対応を行うこと。

契約・入札制度について

- 9 市が発注する官公需において、質の確保とともに、そこに従事する人たちの生活を守るため、公契約条例を制定すること。
- 10 官公需の発注にあたっては、地元中小企業に優先発注すること。またダンピング入札を防止する対策をとること。

- 11 各局の小修繕(緊急以外)については、地域の事業者が受注できるよう「小規模事務所 登録制度」をつくり対応すること。また、新規事業者が参入できるような対策を講じるこ と。さらに、発注価格がきわめて低額となっている事例が多い。業者の経営や、そこで働 く労働者の生活が維持できるよう、適正価格で発注すること。
- 12 指定管理者制度によって、行政が非正規労働者や無権利労働者、ワーキングプアなど、 劣悪な低賃金雇用を生みだす原因者になっている。労働者の諸権利を保障し、雇用不安を なくすため、継続性、専門性が確保されるような対策を講じること。さらに、市民生活に 直結する施設は、直営に戻すこと。
- 13 大企業による下請けいじめを監視し、法違反などがある場合は指名停止を含め、必要な指導を行うこと。
- 14 入札制度は一般競争入札を原則とし、談合など企業犯罪に対しては、指名停止処分期間 の延長や契約の取り消しなど、厳正な対処を行うこと。
- 15 落札率が異常に高い場合、疑いをもち、談合の有無を詳しく調査すること。また不正を防止する入札制度に改善すること。
- 16 コンペ事業については、「市有地売却方式に関する指針」を適宜見直し、透明性が確保されるよう、改善すること。また、1社のみの場合は入札はおこなわないこと。
- 17 神戸市の公共事業を受注している企業への、市の幹部職員の天下りを禁止すること。

若年者雇用対策について

- 18 青年の雇用状況が改善しない。市として、特に教育、福祉分野での青年雇用を増やすこと。
- 19 高校生の就職難解消について、教育委員会まかせにすることなく、全市的な取り組みを行い、就職率の向上につとめること。

平和行政について

20 「核兵器積載艦艇の神戸港入港に関する決議」を尊重すること。また核廃絶と恒久平和

実現をめざし、総合的な平和施策をすすめること。

- 21 平和行政を担当する窓口を設置すること。
- 22 神戸空襲など、戦災資料も含めて展示する平和資料館を建設すること。
- 23 非核3原則の法制化を国に求めること。

職員について

- 24 市役所内に非正規雇用の労働者が増えている。行政がワーキングプアを作り出してはならない。給与引き上げ等、労働条件を改善するとともに、可能な限り正規職員とすること。 また、現在の任期付職員をふくめ有期雇用はやめること。
- 25 「コンプライアンス条例」の運用にあたっては、市政に対する職員の自由な発言等を規 制するようなことがないよう、改善すること。
- 26 公務職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどについては、事実 関係を調査の上、被害者の人権を尊重して対処すること。
- 27 一般職員の給与体系に、能力給制度は取り入れないこと。また、管理職による人事評価制度は廃止すること。
- 28 独立行政法人外国語大学に対する運営費交付金は減額せず、増額を検討すること。

市民参画推進局

区役所・支所・出張所について

- 1 土日開庁や受け付け時間の延長など、職員体制も強化し、市民サービスを向上させること。
- 2 相談窓口と体制を充実するとともに、区役所市民課の窓口は、毎日延長すること。
- 3 出張所の支所化など窓口機能の充実を検討すること。
- 4 市民相談窓口は、手続きが午前の受付、午後から相談と何度も区役所、市役所に足を運ばないといけない。もっと効率のよい方法を工夫すること。
- 5 役所の窓口応対のうち、国民健康保険や介護保険、生活保護の相談・申請など、プライバシーに関わるものについては、個室で行うか、少なくとも衝立などをつくり、プライバシー保護につとめること。
- 6 窓口職員については専門的知識が必要となるため、正規職員とすること。
- 7 区役所に小修繕事業全体を担当する、統一した窓口をつくること。

市民生活について

- 8 盛岡市が実施している「太陽とほほ笑みのプロジェクト」と同様の施策を実施すること。 多重債務者からの相談は、専門家ならびに関係職員が時間をかけて聞き、市として解決す る体制をつくること。
- 9 消費者センターについては、多発する消費者相談に対応できるスタッフの確保と、消費者への悪質な商取引を防ぐため、「振り込め詐欺」や、次々出てくる新手の詐欺などの情報収集につとめ、広報・相談体制を強化すること。また、介護事業所のヘルパーなどと協力して高齢者が被害に合わないよう、対策を強化すること。
- 10 キャッチセールスやマルチ商法、ワンクリック詐欺などネット商法を悪用した詐欺商法、

悪徳商法による青年の被害をなくすために、中・高・大学・専門学校などとの連携をはかり、啓発・相談活動を強めること。

11 物価モニターによる物価調査で得た情報に基づいて、便乗値上げがないか調査し、その 結果を公表するとともに、物価安定市民会議等で他局に働きかけ、市民生活を守る施策を 提案すること。

市民参画について

- 12 住民投票条例を制定すること。
- 13 行政への市民参画を進めるにあたって、ワークショップや審議会だけでなく、企画、計画段階での幅広い市民参加を重視し、暮らしに関わる全ての事業が、市民意見をとり入れた施策となるよう改善すること。その際、批判的意見にも率直に耳を傾け、事業の中止、修正等もおこなうこと。また、市民意見への回答は、画一的でなく、個別に丁寧に行うこと。
- 14 「神戸市民の意見提出手続きに関する条例」(パブリックコメント条例)は、市民の意見を聞いて、行政がそれを取り入れる、という制度の趣旨をいかして、市民が気軽に応募できるよう、意見募集期間を長くするなど、内容と方法を改善すること。条例そのものの存在をもっと広く市民に伝えること。また、市民と法人を同列にしないよう、同条例の「市民」の定義から、法人、団体は削除すること。公募した施策・事業に対する市民からの意見で「反対」や「批判」が多いときにはその意思を尊重し、施策・事業を見直すこと。
- 15 市のあらゆる審議会、各種委員会などに長期間選任されている委員が、まだ多数存在している。原則として、複数審議会への参加はやめること。また、専門職以外の委員ははずし、審議内容に精通した市民の声をいかす努力をすること。市民公募委員と女性委員を増やすように努めること。

情報公開と個人情報保護について

16 情報公開は原則公開の立場をさらに徹底し、市民の知る権利を保障すること。また、市 民から求められた情報のすみやかな開示をすすめること。そのためにも、できる限り手続 きを簡素化し、実施機関内の議論、決済等を円滑にすすめること。

- 17 市の施策・事業の意思形成過程の透明化のためにも、市内部での議論等の記録化を進め、市民に公開すること。
- 18 現在、市民の中では外郭団体に対して厳しい目が注がれている。出資率25%未満であっても、市の財源が使われている以上、市民に対して情報を公開する責任がある。全ての外郭団体を情報公開条例の対象とすること。
- 19 神戸市が行うアンケートに記載された自由意見については、データ化し公表すること。
- 20 市のホームページを使いやすくすること。また、開催された審議会などの資料などはすぐに掲載すること。
- 21 住民基本台帳ネットワークシステムは、投資対効果を全く度外視したまま、各地のデータ流失事件に見られるように、セキュリティの不安を抱えながら実施されている。事業の必要性について市民意見を聞き、離脱に向けて検討を始めること。また政府に中止を求めること。

地域活動支援について

22 地域コミュニティの改善を図ること。高齢化の目立つ地域や団地自治会への援助を強め、 市民の地域活動を活性化させること。

DV被害者支援について

- 23 D V被害女性に対する相談体制を24時間体制に拡充すること。
- 24 被害者が入居できる市営住宅を増やすとともに、入居条件を緩和するなど、迅速な対応 ができるようにすること。
- 25 当面の生活資金貸付制度などを創設すると同時に、現行制度を利用しやすいよう改善すること。また、そのために関係機関との協議を強めること。

シルバー人材センターについて

26 シルバー人材センターの仕事を受注する部署の人員を増やし、仕事確保につとめること。

また、適正な価格での受注に努めること。

舞子ビラ事業について

- 27 マリンホテルズの清算については、市民に多額の負担を負わせることになっているが、 市長らの責任の明確化とともに、関係銀行にたいしてさらなる負担をを求め、市民負担を 圧縮すること。
- 28 舞子ビラ内のあじさいホールにたいする援助の在り方について、市民や垂水区民の意見を聞くこと。

保健福祉局

医療費負担の軽減について

- 1 医療費の窓口負担の軽減を進めるよう、国・県に働きかけるとともに、市独自でも医療 費助成制度を拡充すること。
- 2 こども医療費助成は、市独自として対象を拡充し、通院も中学校3年生まで無料に拡大すること。また、所得制限をなくすこと。
- 3 75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担を無料にすること。
- 4 70歳から74歳までの老人医療費助成制度の窓口負担を軽減すること。また交付は、申請制度から交付制度に改めること。さらに、高額医療の償還払いをやめること。
- 5 福祉医療制度の所得制限をなくし、窓口負担もなくすこと。
- 6 無料低額診療をおこなう医療機関を増やすこと。なお、薬剤についても対象に加えること。

医療体制の充実について

- 7 産科、小児科、救急など市内の医療体制をさらに強化すること。
- 8 中央市民病院の小児科医が減っている。医師不足解消にとりくむとともに、単独で伝総 合周産期医療センターの機能を持つこと。
- 9 西神戸医療センターの休床中の結核病床50床については、市民に役立つような病床に転活用すること。
- 10 西神医療センターの小児救急を毎日実施に戻すこと。
- 11 小児急病センターは、子どもを持つ保護者に歓迎されているが、利用しやすいよう施設 数を増やすこと。

12 産科病床設置促進及び医師確保のために助成制度を創設すること。

市民病院群について

- 13 市民病院(中央・西)の差額ベット代は徴収しないこと。
- 14 中央市民病院が、医療産業都市構想の中核施設的役割を担うことは、保険外診療に道を開くことにつながる危険性が高くなる。市民病院としての理念を堅持すること。
- 15 市民病院については、独立行政法人ではなく、直営に戻すこと。
- 16 非紹介患者初診料や分娩介助料を値下げすること。
- 17 西市民病院の医師体制を強化し、24時間365日の救急体制を構築すること。
- 18 中央市民病院のバイオハザード対策、地震、津波対策を見直すこと。
- 19 中央市民病院として、通院・入院患者から意見を聞き、患者の立場で施設やシステムを改善すること。
- 20 西市民病院の災害防災居拠点としての役割を強化充実すること。
- 21 外国人患者への対応は案内表示のみとなっているが、外来、入院外国人患者のための通 訳者を配置すること。

保健・衛生施策について

- 22 各区の保健センターを改め、各区に保健所を設置すること。
- 23 食の安全に対する監視を強め、感染や食中毒などの予防対策など、市民のいのちと健康を守る対策を強め、情報公開、神戸市広報などで疾病に関する知識を普及すること。
- 24 地域の医療機関だけでなく、医療センター市民病院と西神戸医療センターに、健診部 (健診センター)を設置し、希望者に対して特定健診やガン検診を行うこと。

- 25 健康診断事業の拡充や、介護サービスの充実で、高齢者と市民の健康づくりをすすめる こと。また出前トークなどを通じて、健診事業の重要性をPRすること。
- 26 「偽装ラブホテル」の進出を許さないため、規制を強めること。既存のホテルについて は抜き打ち調査等、監視・指導を強化すること。旅館業法に関する条例改正については、 市の権限を強化する内容とすること。
- 27 飼い主のいない猫への対策は地域にとって深刻になっている。避妊手術の助成額を現在 の3割から引き上げること。また、行政として、飼い主へのマナーの向上がはかられるよ う啓発すること。
- 28 狂犬病予防接種の徹底と対策を拡充すること。

健診事業・予防接種について

- 29 神戸市民健診を休日も実施するとともに、各種健診事業の広報を強め、受診率を高めること。
- 30 特定健康診査の受診率を上げるために、誕生日月に限定することなく、通年受診できるよう、また、地域ごとの集団健診も実施するよう、改めること。
- 31 子宮頚がん、乳がん検診の「無料クーポン券」を20歳から60歳まで、毎年配布して受診率を高めること。
- 32 おたふくかぜ、ロタウイルスのワクチン接種助成を行うこと。
- 33 胃がん検診にバリウムだけでなく内視鏡検査も導入すること。
- 34 高齢者の特定健康審査に人間ドックも加え、助成をおこなうこと。
- 35 結核ゼロをめざし、健康診断や予防接種、結核治療、患者管理などを充実すること。
- 36 結核検査の受診率を引き上げるために広報を強めること。
- 37 近隣市と比べ、割高なインフルエンザ予防接種費用の軽減のため、補助は一定拡充され

たが引き続き拡充すること。

難病患者対策について

- 38 難病対象となる特定疾患の拡大と、医療費の自己負担制度の廃止について、国に強く求めること。
- 39 神戸市の難病患者の実態を正確に把握し、実態に即した支援をおこなうこと。また、震 災時などの災害に対して、孤立しないようなシステムを構築すること。
- 40 NPO法人「難病団体連絡会」との関係を強め、会の要望に誠意をもってこたえること。

高齢者福祉について

- 41 敬老優待乗車制度は無料制度にもどすこと。
- 42 民生委員訪問や地域包括支援センター訪問などとともに、あらゆる機会を通じ、地域の高齢者の実態を把握し、見守りを強化すること。
- 43 地域包括支援センターは地域の高齢者の見守り活動の中心である。人的配置をふやすな ど、必要な財政的支援を拡充すること。
- 44 「神戸市敬老祝い金」の支給対象を元に戻すこと。
- 45 自立や要支援など、介護サービスから除外されている高齢者にたいする市独自の施策を 充実すること。寝具洗濯乾燥サービスの復活、訪問理美容サービス、介護用品支給、日常 生活用具給付など、必要性の高いサービスは拡充すること。
- 46 はり・きゅう・マッサージ施術料助成については、1回の施術につき1,000円の助成・割引券4枚送付にもどすこと。

介護保険制度について

47 老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等は、数千人の待機者があり、入所を希望しても 入所できない状態が続いている。待機を解消するため、必要な施設整備を行うこと。

- 48 保険料が高すぎる。払える保険料に引き下げるため、基金から繰り入れをおこなうこと。 保険料の年金天引きをやめるよう国に要望すること。
- 49 利用料の減免制度を創設し、負担が重いため介護サービスが受けられない事態にならないよう対策を講じること。費用については、国に求めるとともに、神戸市独自での実施も検討すること。
- 50 介護度が実態よりも低く認定される事例が続いている。認定作業の改善を国に求めるとともに、実態に即した認定となるよう改善すること。
- 51 介護保険制度改悪に反対すること、サービスの必要な要支援1、2の方が介護保険のサービス低下や使えなくなるような総合事業の導入はしないよう、国に求めること。
- 52 介護従事者が安心して働くために、給与を含めた労働条件が改善されるよう、国に強く 求めること。また市としても、働き続けられるよう法人に対して援助制度を拡充すること。
- 53 保険料の滞納を理由に介護サービスを取り上げることや、利用料の10割負担、入所施設からの追い出しなどはおこなわないこと。給付制限も設けないよう国に要望すること。
- 54 要介護者に対し、障害者控除・特別障害者控除認定を適用すること。また、障害者控除 証明書を申請制度ではなく交付制度とすること。
- 55 社会福祉減免について、社会福祉法人に過度の負担にならないように市独自の援助策を つくること。
- 56 末期のがん患者は認定調査項目を別にすること。また、認定結果を早急にだすこと。

後期高齢者医療保険制度について

- 57 後期高齢者医療制度を直ちに廃止するよう国に求めるとともに、廃止までの間は市独自でも保険料の軽減策を講じること。
- 58 保険料の年金からの天引きは中止すること。
- 59 保険料の滞納者に対し、資格証の発行や保険証の取り上げ、窓口の負担増、厳しい内容

- の督促状の発行などは行わないこと。
- 60 健診については、年一回以上受けられるようにすること。

国民健康保険事業について

- 61 一般会計からの繰り入れを増やし、高すぎる保険料を引き下げること。
- 62 国に対し、国庫負担を増やすよう求めること。
- 63 誰もが安心して医療が受けられるよう、資格証や短期証の交付は中止し、全員に正規の保険証を交付すること。
- 64 保険料滞納世帯にも減免制度を適用すること。
- 65 窓口の一部負担金の減免制度を改善、拡充すること。
- 66 傷病手当を創設すること。
- 67 生活実態に見合った保険料となるよう、減免制度を拡充すること。
- 68 65歳以上の加入者の保険料は、年金から天引きしないこと。
- 69 日々雇用の人たちが、必要日数を満たさない場合、国保証を交付すること。
- 70 国保の広域化に反対すること。
- 71 保険料の賦課方式を旧ただし書き方式に変更しないこと。

生活保護行政の拡充について

- 72 基本的人権を保障する観点から、迅速な生活保護行政につとめること。
- 73 福祉パスの対象から生活保護世帯を外さないこと。

- 74 相談者の申請権を侵すことなく、申請書を窓口カウンターなど、市民や相談者の目につくところに常に置いておくこと。
- 75 熱中症を防ぐためにも、夏季のクーラー設置費用及び電気代を扶助費として増額することを国に求めるとともに、市単独で上乗せすること。
- 76 移動支援経費について実態を把握するとともに、申請があれば支給すること。
- 77 生活保護制度の改悪中止と、扶助費の引き上げ、高齢加算などの復活を国に求めること。
- 78 緊急貸付制度は、緊急に必要となった場合に欠かせない制度であり、断ることがないよう資金を確保すること。
- 79 就労指導は人権と実情を尊重して、強要にならないよう配慮すること。役所に出向いた場合は交通費を支給すること。
- 80 生活保護の申請者、受給者に対する支援にあたっては、人権侵害ともいえる「発言」や「指導」とならないよう、面接員、ケースワーカーへの指導を定期的にすること。
- 81 神戸市単独事業として実施していた生活保護世帯への上下水道基本料金の減免、夏期・ 冬期見舞金を復活させること。
- 82 生活保護の相談、申請が増大していることから、相談員を増やすこと。事務先任者や就 労支援員を配置してもケースワーカーの訪問数は減少しない。また、ケースワーカーの担 当数を上限80ケースに戻し、日常的に丁寧に被保護者の生活援助と自立促進にあたるこ と。
- 83 住宅用火災警報器の未設置世帯については、要望があれば対応するのでなく義務化されているので、ただちに設置すること。

市民福祉の増進について

84 福祉乗車証(福祉パス)をICカード化すること。また、有料化や交付対象を狭めたり、 所得制限、有料化などはしないこと。なお、ICカード化した場合、視力障がい者等への 配慮を検討すること。

- 85 災害援護資金の償還にあたっては、返済猶予や小口返済を認める対象者の範囲を広げること。阪神淡路大震災被災者に対して、東日本大震災被災者に適用されることになった諸条件にみあう支援対策を講じること。
- 86 福祉の人材を確保するため、福祉現場の労働条件改善が進むよう、民間社福祉事業助成の拡充など、必要な支援策を強化するとともに、国にも対策の強化を求めること。
- 87 「3.5キロ、100時間以内」での被ばく者を、原則として原爆症と認め、医療特別手当を支給するとともに、各種手当を引き上げるよう、国・県にはたらきかけること。
- 88 中国残留邦人等支援事業の支援相談員に残留邦人2世・3世を多く採用すること。

ホームレス対策

- 89 老朽化している更生援護相談所、更生センター、兵庫荘、磯上荘を建て替え、または改修すること。また、プライバシーの確保や食事など、入所者の待遇を改善すること。
- 90 住宅入居に必要な敷金や不動産屋への経費の貸付など、ホームレス生活から居宅生活に早期に移行できるよう支援制度をつくること。
- 91 女性のホームレス対策として、緊急に受け入れられる神戸市の施設をつくること。

ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進について

- 92 市内のすべての鉄道駅舎に、エレベーターを設置すること。乗降客・5,000人以下の駅舎 についても整備の計画をつくり鉄道事業者に提案すること。
- 93 すべての鉄道の駅に、身体障がい者用乗降スペースを計画的に設置すること。
- 94 鉄道駅ホームの安全柵設置を計画的にすすめること。

障がい者(児)施策について

95 障害者総合支援法は1日も早く廃止し、障がい者の求める障害者総合福祉法を制定するよう国に求めること。

- 96 自立支援医療は無料にすること。
- 97 障害福祉サービスの利用者負担の軽減を行うこと。
- 98 子どもの発達を保障する療育施設を建設すること。
- 99 発達障害児にたいしては、保育士体制を強化するとともに、その児童に応じた保育・援助を行うこと。また、保育士に対する適切な研修を行うこと
- 100 重度障害者福祉年金の復活とともに、重度心身障害者介護手当の支給要件を改悪前にもどすこと。
- 101 障害を持つ人々の働く場の確保につとめること。障がい者が自立して暮らせる賃金体系をもつ福祉就労事業を拡大すること。
- 102 企業が障がい者雇用を増やすようはたらきかけるとともに、大企業の障害者雇用率を引き上げるよう、国に求めること。
- 103 授産所製品の展示販売を行う「神戸ふれあい工房」のような販売スペースを公的施設に設置するとともに、民間企業にも協力を求めて増やすこと。
- 104 社会参加への必要な支援・補助制度を拡充すること。入所、通所施設を増やすこと。特に、グループホーム、ケアホーム等、障がい者が生涯暮らせる入所施設を大幅に増設すること。
- 105 区役所の精神保健相談業務は要望が強く、専門的知識と経験ある職員を増やすこと。
- 106 難聴者のための磁気ループを公共施設や交通機関に普及するよう取り組むこと。
- 107 聴覚障がい者に対する補聴器支給については、本人の症状に見合う制度に改善すること。
- 108 障がい者スポーツに対する支援策を強化すること。
- 109 ガイドヘルパーの利用条件を緩和すること。また、利用時間数は、2時間に増えたがさらに増やすこと。

- 110 視力障がい者の自立に必要な就労の確立と、職業の開拓・移動支援の充実・事業所の質の向上を図ること。
- 111 自閉症について支援実績のある専門家や専門組織と連携し、支援体制を強化すること。
- 112 駐車場料金の減免を市外の障がい者にも適用すること。
- 113 発達障害者支援センターの体制を拡充すること。

こども家庭局

乳幼児保育について

- 1 こども子育て関連法案による新システムについて、公的保育制度後退や保育の営利化、 保護者の自己責任の強化等は導入しないこと。
- 2 条例化にあたって、保育所の最低基準面積については、部屋ごとに必要面積を確保する こと。
- 3 保護者による直接契約など問題の多い認定子ども園はこれ以上増やさないこと。
- 4 待機児童解消のために、公立、民間の保育所を増やすこと。年次計画をつくって、待機 児童ゼロをめざすこと。定員枠拡大による詰め込み保育はおこなわないこと。
- 5 市の未利用地を調査し、計画的に保育所を建設すること。国・県の未利用地の利用も検 討すること。
- 6 公立保育所の民営化は中止すること。
- 7 保育料の引上げをおこなわないこと。減免制度を拡充すること。
- 8 正規保育士を減らすことなく、増員すること。
- 9 一時保育について受け入れ態勢を拡充するとともに、正規職員の保育士で対応すること。 また、保育室の改善をはかること。
- 10 保育所、保育園に看護師を配置して、感染病、アレルギー、病児、病後児保育に対応すること。また、延長保育、休日保育など多様な保育需要に対応するよう、対策を充実すること。
- 11 病児・病後児保育に対してスタッフの欠員補充への支援を行うとともに、保育士を対象とした研修会を実施すること。

- 12 発達診断の専門職員を増員して、保育所の巡回指導の回数を増やし、早期発見に努めること。
- 13 社会福祉法人にたいする、運営費補助や職員の待遇改善費などを増額すること。
- 14 給食について、神戸市の責任において放射線量の検査などをおこない、市民の不安を解消すること。
- 15 老朽化している公立保育所の早期改修や、建て替えを検討するなど、保育環境の整備・改善を早急にすすめること。
- 16 耐震改修が未整備の保育所については、早急に対応すること。
- 17 老朽化した市営住宅等と合築されている保育所については、公立保育所として建て直すこと。
- 18 民間移管された保育所施設の改修については、神戸市が責任を持って援助をおこなうこと。

学童保育について

- 19 保育内容などを記載した学童保育基準に基づく指針をつくること。
- 20 施設の面積に基づく、児童数などの基準をつくること。
- 21 学童保育基準にもとづいて、開設時間、人員規模、運営管理、指導員の基準、研修などを明確にすること。
- 22 少なくとも小学校区ごとに学童保育を実施すること。また、大規模となっている学童保育を解消すること。
- 23 児童館と小学校で実施されている学童保育の保育料は無料とすること。
- 24 地域方式の学童保育に対する助成は、施設や保育環境の改善、指導員の身分保障、待遇 改善ができる額とすること。

- 25 地域方式に対し、長時間開設への加算をおこなうこと。
- 26 障がい児受け入れの助成金を、実態に見合った人員配置ができるようさらに増額すること。
- 27 要望の強い4年生以上の高学年児童受け入れを積極的に拡大すること。
- 28 学童保育での事故を防ぐために、安全な保育場所の確保、指導員の体制強化などの支援策を講じること。特に、大規模となっている学童保育では、安全策の強化を早急に行うこと。
- 29 入所者が急増している学童保育について、指導員が増員できる体制をつくること。

子育て支援について

- 30 子ども家庭センターの体制を充実すること。
- 31 保育所に通っていない子どもや、その保護者への支援体制を強めること。
- 32 病児・病後児保育を拡充すること。
- 33 市外からの転入者の孤立化を防ぐために交流会等の機会を増やすこと。

母子保健事業について

- 34 妊婦健康診査料を全額助成で窓口負担をなくし、安心して医療機関にかかれるようにすること。
- 35 乳児の法慰問健診時に、発達障害児の早期発見のための手立てをとること。
- 36 幼児歯科健康診査を親子歯科健康診査制度とし、フッ化物塗布も無料とすること。
- 37 特定不妊治療への助成増額と所得制限の緩和、一般不妊治療への助成制度を創設すること。

青少年対策について

- 38 北区、須磨区の本区に早急にユースプラザなどを整備するとともに、若者の「居場所」となる施設を整備・拡充すること。
- 39 青年が利用する施設でアンケートを実施するなど、青年の意見を市政に反映させる機会をふやすこと。

ひとり親家庭支援について

- 40 児童扶養手当の拡充を政府に要求すること。
- 41 生活保護の母子加算について、必要な額が今後も継続するよう政府に求めること。
- 42 父子家庭についても、母子家庭同様の支援策を実施すること。
- 43 一人親家庭の就労支援を積極的におこなうこと。
- 44 福祉パスの有料化はしないこと。

環境局

家庭系廃棄物について

- 1 ごみ減量・リデュースを推進するため、拡大生産者責任を明確にし、大本の発生源で減らす抜本的な対策をすすめるよう、国に強く要望するとともに、神戸市としても、市内大企業に対する排出者責任を明確にした政策を持つとともに、他の政令市と協力して取り組むこと。
- 2 リユース可能な資源回収を進めるため、企業に協力を求める取り組みを進めること。
- 3 市民とともにごみの減量化をすすめるため、一定地域や組織に限らず広く話し合いを進めること。特に自治会組織がない地域等は定期的に啓発ビラを配布するなど、積極的に問題解決にあたること。
- 4 ごみの取り残しは、地域の方の大きな負担となっている。残っているため、新たにそこにごみが捨てられる原因ともなる。衛生上、防犯上、観光面からも大問題であり、行わないこと。
- 5 低所得者や高齢者、障がい者に、一定数の指定袋を無料配布すること。
- 6 大型ごみの有料化は中止し、無料に戻すこと。
- 7 資源ごみのビンについては、割れると分けにくくリサイクル率が低下するため、ビンだ け分ける等、回収方法を改善し、リサイクル率を向上させること。
- 8 資源ごみ集団回収について、古紙、段ボールだけでなく、古着や布など、より一層促進 すること。
- 9 コンポストや電動生ごみ処理機への助成制度を創設、復活させるとともに、生ごみの堆 肥化を促進するなど、市民の家庭ごみを減らすとりくみに協力すること。また、堆肥の回 収、利用システムも作ること。
- 10 「ひまわり収集」は市民の期待も大きい。受付先の区役所などの広報も強化し、介護認

定者以外にも、希望する高齢者・障がい者世帯などに対象を拡大すること。

- 11 ごみカレンダーを毎年一回は全世帯に配布すること。
- 12 家電リサイクル法で廃棄料や運搬料などが消費者負担となっており、不法投棄が増えている。リサイクル料を販売価格に組み入れることも含めて、家電リサイクル法の見直しを 国に働きかけること。
- 13 容器包装リサイクルについて、製造・販売事業者の責任で行うことや、分別排出後の「収集・運搬・中間処理」費用は、生産・販売事業者負担となるよう、国に改正を求めること。
- 14 計量不正問題について、このようなことが2度と起こらないよう、今後も対策を講じていくこと。

事業系及び産業廃棄物について

- 15 小規模業者などが排出するごみは、30Lの袋でも大きすぎるなど、ごくわずかの場合が 多い。一定基準量以下であれば、一般ごみ扱いとすること。
- 16 排出量の少ない事業系一般廃棄物の分別については、少なくとも家庭系と同程度の分別内容とすること。
- 17 事業系ごみの収集によるトラブルは「苦情処理委員会」に任せるのではなく、神戸市がかかわり、解決を図ること。
- 18 産業廃棄物については、多量排出事業者が全発生量の約9割を占めている。「神戸市産業廃棄物処理指導基本計画」では、減量・資源化の定量目標を設定しているが、目標達成のために、立ち入り検査などを強め、多量排出事業者への指導を強化すること。

廃棄物処理施設について

- 19 廃プラの焼却は環境面からも問題が多いため、処理施設での焼却処理は行わないこと。
- 20 多額の費用のかかる焼却炉(クリーンセンター)については、新たな建設は凍結し、建

て替え用地の取得も中止すること。ごみの減量化ともあわせ、ごみの焼却中心主義から脱却する総合的な計画をつくること。

21 所有地内に産業廃棄物を不法に積み上げている業者などに対して、是正させるとともに、 従わない場合は、厳しい処分を行うこと。

自然・再生可能エネルギーの普及について

- 22 自然・再生可能エネルギーの普及が急がれる。神戸市域で活用可能なポテンシャル実態調査を細かく行い、地域に合った再生可能エネルギーの利用促進を図ること。
- 23 自然・再生可能エネルギーの活用・普及のために市民を加えた検討委員会を設置すること。
- 24 自然・再生可能エネルギーの導入にあたっては、市民・地域参加型のプロジェクトをすすめること。
- 25 市域での自然・再生可能エネルギー導入割合を、市域で使用するエネルギー消費量の目標を抜本的に引き上げること。
- 26 住宅への太陽光パネルの導入件数を目標にふさわしいものとするため、設置助成額を抜本的に引き上げるとともに、補助予定件数も増やすこと。
- 27 河川や農業用水を利用した小水力発電を進めるため、関係団体との協議を進めること。
- 28 住宅用LED照明購入費補助制度を創設すること。
- 29 「省エネ報告書」届出制度を創設し、チェーン店や支店などを多く持つ大企業等に対しては、届出を義務化すること。
- 30 ハイブリッド車、電気自動車などの大量普及へ、一定規模以上の事業所には一定割合の 導入を義務化すること。
- 31 「神戸市環境未来都市構想」の「神戸CO2フリー水素モデルタウン構想」にある褐炭の 使用は、「神戸産クリーンエネルギー100% | 「再生可能エネルギー 地産池消 | と矛盾

する。褐炭の使用は再考すること。

- 32 市の施設への太陽光・風力発電などへの自然・再生可能エネルギーの導入をさらにすすめること。
- 33 市の「環境保全資金融資制度」は利用しやすいように改善し、復活させること。
- 34 「低公害車購入資金助成金制度」などは、事業者が利用しやすいようにさらに条件緩和し、助成も拡大すること。
- 35 公用車に、低公害車の導入を一層促進するために、年次計画を作成し、計画的に導入を はかること。

地球環境保全について

- 36 大気・水質・土壌の汚染、放射能汚染、産業廃棄物の不法投棄などへの監視と規制をつよめること。
- 37 神戸市の温室効果ガス排出量を改訂すること。また、環境保全協定締結事業者を拡大するとともに、その事業所の削減計画と、結果を縦覧にとどまらず、ホームページで公表するなど、地球温暖化防止への企業のとりくみを指導・強化すること。
- 38 SPM等について調査箇所を増やし、監視体制を強めること。
- 39 ダイオキシンの発生原因である塩化ビニールについては、環境負荷の少ない素材に転換をすすめるよう関係各機関へはたらきかけること。また、ダイオキシン発生の恐れのある原材料については、表示を義務付け、製造者責任で回収・処理するよう、関係機関に働きかけること。
- 40 小児ぜんそくへの医療費助成制度を、難病対策とは別に復活させること。
- 41 旧公害指定地域や、自動車排ガスなど大気汚染が深刻な地域での住民の健康調査をおこない、救済策を検討すること。
- 42 阪神高速道路の騒音、粉塵などの被害実態を系統的に調査し、必要な対策をとること。

- 43 HATこうべ周辺の阪神高速道路に防音壁を設けるよう要望すること。
- 44 神戸空港の開港以来、垂水区や須磨区の住民から航空機等による騒音の苦情が寄せられている。住民の声を聞いて実態調査をおこない、必要な措置をとること。
- 45 貸し出し用の騒音測定器の台数を増やすとともに、振動測定は要望があれば職員が現地に行って測定すること。
- 46 携帯電話基地による電磁波アレルギーなどで体調を崩す人が増えている。規制を国に求めるとともに、条例化を検討すること。また、加害者と被害者の間に入って解決できるようにすること。
- 47 絶滅危惧種の保護対策をすすめること。
- 48 六甲山や須磨海岸などの貴重な自然を守る対策を強化すること。

神鋼石炭火力発電所について

- 49 国の25%削減目標にどのように対応するのか強力に指導すること。
- 50 神戸市の環境保全協定で削減数値目標を具体的に示し、年次計画を立てること。
- 51 石炭火力発電をやめ、自然・再生可能エネルギーへの転換をはかること。当面は、地球環境に負荷の少ないLNGへの転換を指導すること。
- 52 神鋼火力発電所と神戸市で交わしている二者の環境保全協定は、住民団体も加え三者協 定にすること。

アスベスト対策について

- 53 各種建物の解体工事にあたってはアスベストの飛散防止を徹底すること。また、市の監視を強化すること。
- 54 アスベストによる健康被害は、直接の使用にとどまらず、間接的な飛散による被害も広がっている。港湾関連事業や公共事業、震災後の瓦礫処理に携わった人も含めて、被害の 実態と健康調査、および救済を幅ひろくおこなうこと。

産業振興局

- 1 中小零細企業振興のために、自治体の役割を明確にし、行政の施策の継続性を担保するため「神戸市中小企業振興条例」を制定すること。
- 2 中央市場西側跡地へのイオン進出が進められているが、周辺商店街への影響が懸念され、 街の活性化には逆行することが危惧される。商店街や地域住民の意見を反映したものにな るよう再考すること。
- 3 神戸市内の既存中小企業に対する直接支援策や振興策を拡充するとともに、予算を増額 すること。
- 4 自然・再生可能エネルギーの活用について、中小業者の仕事づくりと合わせて検討、実施すること
- 5 神戸市の雇用情勢は大変厳しさをましている。地域雇用を創出し拡大するため、必要な 財源措置を国に求めること。また、国・県の雇用奨励金制度のPRにとりくみ、市独自の 上乗せ助成を検討すること。
- 6 アンケートなどで、派遣・非正規労働の実態を調査し、市内の企業に雇用の改善をもとめること。とくに大企業に雇用の責任をきびしくもとめること。
- 7 厳しさを増している高校卒業生の正規雇用を拡大するために、民間企業にはたらきける こと。
- 8 神戸市内の雇用の実態を把握するため、正規・非正規雇用の実態や、廃業・倒産などに よる雇用の減などを調査し、雇用を増やすための取り組みをすすめること。
- 9 民間企業が正規雇用を増やすよう、はたらきかけを強めること。
- 10 就業促進のためにつくられた「神戸ワークネットワーク」を、多くの若者が就業できる場として推進・発展させること。
- 11 三菱重工業に対し、雇用と下請け企業の仕事づくり、地域経済をまもる施策をとるよう

強く働きかけること。

- 12 地元の中小業者を対象に、面談による悉皆調査を実施し、中小企業振興のための具体的施策を充実させること。
- 13 「小規模事業所登録制度」を神戸市の制度として確立し、地域の小規模工事などは、地域の中小業者が受注できるようにすること。
- 14 「住宅リフォーム助成制度」を創設し、地域の事業所や工務店、大工さんの仕事づくりに努めること。
- 15 小規模事業者に対する融資の利息を市の負担とし、返済についても条件変更など、弾力的な運用が図られるよう、信用保証協会・金融機関に申し入れること。
- 16 無担保・無保証人の融資制度をさらに拡充すること。また、償還期間を長くすること。 信用保証協会保証金の公費負担については、現行金額を継続し、さらに引き上げ、利子補 給手続きの簡素化などを検討すること。なお、CLO融資については、他都市と連携しな がら、さらに工夫し、中小企業への支援をおこなうこと。
- 17 セーフティーネット資金融資は、引き続き拡充し、「緊急安定特別資金」についても、 拡充し、実施すること。
- 18 信用保証協会が関与する融資制度にたいする責任共有制度については、中小業者の営業に悪影響を与えているため、元の100%保証に戻すこと。
- 19 中小業者の新たな事業展開・新規事業・共同化にむけてのアドバイスができる窓口を各区につくること。
- 20 商店街の活性化のため、使途を限定しない柔軟な補助金制度を創設するなど、支援策を 講じること。
- 21 商店街と一緒にアンケート調査などに取り組み、それぞれの商店街・小売市場の要望に 応じた対策を講じて活性化をはかること。
- 22 これまで行ってきた商店街の空き店舗対策を総括・検証し、対策を講ずること。

- 23 商店街に加入しない大手チェーン店などに、商店街に加入するよう指導すること。
- 24 高齢者や若者が集まる施設をつくるなど、魅力的な商店街・市場とするための支援策を強化すること。
- 25 沿道の飲食店など、駐車場スペースがない店舗のために、駐車場を整備するための支援 策を検討すること。
- 26 特定の業種だけでなく、中小商工業者及び業者団体が行う仕事起こし、地域イベントに 支援を行うこと。
- 27 大型店をこれ以上進出させない対策とともに、身勝手な撤退をさせないために、神戸市 独自で規制をさらに強化すること。また国に対し、大型店の出店を届出制から許可制に戻 すよう求めること。
- 28 ケミカルシューズなど地場産業の育成、販路拡大を進めること。
- 29 所得税法56条の廃止と自家労賃を認めるよう、国に求めること。
- 30 ものづくり復興工場や民間賃貸工場の家賃を引き下げるとともに、減免補助制度をつくること。また、ハイテクイースト工業団地の家賃を引き下げること。
- 31 TPP参加に反対し、食糧自給率を当面50%に引き上げるよう、国に対策を強く要求すること。
- 32 大規模経営農家の育成だけに力を入れるのでなく、日本の農業の中心である家族経営を守るための施策に転換すること。
- 33 価格保障、所得保障などをおこない、小規模農家の経営が成り立つよう、国に働きかけるとともに、神戸市独自の施策を検討すること。
- 34 農業の担い手不足は深刻である。担い手を増やし、定着させるための積極的な対策をとること。
- 35 民間企業等の農業参入事業を中止すること。

- 36 神戸市における農業が、都市近郊農業として貴重な役割を果たしていることを評価し、 「食の安全」と「地域農業の再生」をめざし、地産地消のさらなる推進など、地域密着型 農業の振興をはかること。
- 37 不耕作地の削減、農家支援および食育の観点から、学校給食で米粉パンの活用をさらにすすめること。
- 38 学校給食において、年次計画をつくるなどして神戸市産の食材の利用を計画的に増やすこと。
- 39 不耕作地の解消を図るため、新規就農者へ農地貸しなどが円滑に行えるよう対策を講じること。
- 40 ファームマイレージ制度の導入を検討すること。
- 41 イノシシやアライグマなど、有害鳥獣に対する対応策と支援策を強めること。
- 42 フルーツフラワーパークの活性化については、地域住民の意向を中心に検討すること。
- 43 神戸ワインの販路拡大に、積極的に取り組むこと。
- 44 農業公園の適切な活用策を、地域や農業従事者らとともに検討すること。
- 45 魚腸骨再資源化推進事業は中止し、資源化策のあり方を再検討すること。
- 46 国・県にも働きかけ、適正な魚価の実現、漁場環境の保全、養殖技術の改善、後継者の育成など漁業をしっかり支える対策を強化すること。

観光・コンベンション対策

- 47 国際会議場及び展示場などのコンベンション施設の利用数を増やすよう、努力すること。
- 48 神戸の魅力発掘や国内外へのアピールなど、市民や地元事業者の知恵と力をあわせた観光振興策を検討すること。市民に、国際観光都市・神戸の魅力を理解してもらうとともに、

市民が選ぶ新しい神戸の各所を発掘すること。

- 49 市内のホテル旅館などとも協力して、夜景をはじめナイト観光に力を入れること。
- 50 神戸の名所を守るという観点から、眺望保全についても検討すること。
- 51 六甲山・摩耶山の活性化・観光振興に取り組むこと。
- 52 太陽と緑の道の整備を行うこと。
- 53 有馬温泉の温泉療養プログラムなど、有馬温泉の魅力を市民・観光客にもっとアピールすること。
- 54 各区の観光案内を作成し、神戸全体で観光をアピールすること。
- 55 歴史的な街並みと景観をまもり、資源を生かした観光施策を充実すること。
- 56 神戸での宿泊滞在者を増やす対策、PRを強めること。
- 57 客船の誘致をすすめること。また、客船誘致の経済効果を計算すること。

建設局

広域幹線道路について

- 1 広域幹線道路、格子状道路網の整備計画は見直しを行うこと。
- 2 本州四国連絡高速道路は、国の責任で負債を解消するよう国に求め、神戸市からの出資 は拒否すること。
- 3 阪神高速道路への出資金は負担が重すぎる。財政が厳しい中、負担軽減を国に強く要望すること。
- 4 国道43号線や、住民の生活空間であるHATこうべへの車の流入を減少させること。と りわけ海上コンテナなど大型車の乗り入れを規制し、ハーバーハイウェイの通行料を無料 にすること。
- 5 六甲有料道路と六甲北有料道路を無料とすること。

日常生活道路について

- 6 生活道路は日常的に点検し、補修や側溝の整備を行うこと。波打ち歩道の改修、歩道の真ん中の電柱の撤去など、高齢者や車いす、バギーが安全に通行できるようにすること。
- 7 歩道の段差については、駅周辺、ならびに区役所、福祉施設など、公共施設の周辺については直ちに解消すること。また、ユニバーサルデザインの観点から、段差解消などを街全体にすすめるため、関係団体の声を聞き促進すること。
- 8 山麓バイパスの大型車両の料金を割引、さらに無料化して、山麓バイパスに誘導し、夢 野白川線・市道山麓線の騒音、振動被害を解消すること。
- 9 主要な各鉄道ターミナルに障がい者用の車の乗降スペースをつくること。
- 10 防犯灯、街灯は照度アップにとどめず、増設・省エネ化をすすめること。また地元自治会、地域住民等と協議の上、公園や暗がりなどに防犯灯を設置すること。

- 11 六甲山ハイキングコースや、縦走路は安全、安心に利用できるよう、定期的に標識の維持・補修につとめること。
- 12 街路樹の種類に応じて、剪定回数を増やすこと。

公園について

- 13 国営明石海峡公園の今後の計画は中止するよう、国に求めるとともに、市として支出を拒否すること。
- 14 神戸文明博物館群構想は中止すること。しあわせの森の土地の買い取り及び整備はおこなわないこと。
- 15 震災復興公園については、これ以上の投資は中止し、今後については市民の声を聞くこと。
- 16 ポートアイランド中央緑地については、面積を狭めることなく、都市公園として位置付け、保全すること。
- 17 街区公園に高齢者も利用できる健康器具を設置し、運動できるようにすること。また、市民公園制度を積極的に活用し、公園の少ない地域で整備をすすめること。
- 18 公園の砂場の砂は、定期的に入れ替えるとともに、夜間などはブルーシートを被うこと。
- 19 遊具の定期的に点検をおこなうとともに、安全な遊具を計画的に設置すること。

安全防災のまちづくり

- 20 橋梁、堤防、道路、急傾斜地などの安全点検と防災対策を徹底するなど、防災のまちづくりをすすめること。
- 21 ハザードマップで危険箇所とされているところを総点検し、防災対策を講ずること。
- 22 都賀川水難事故を教訓に、親水施設のある河川に対して、水位センサー、警報装置、注意喚起の看板設置、階段の増設などを実施すること。さらに、パトロールの強化など防災

安全対策を強化すること。

その他

- 23 建設事務所の小規模事業について、新規事業者が参入しやすいように受け入れ方法を統一すること。
- 24 生野高原の公道認定に対して、境界確定のための測量費用など、財政面も含めて支援策を検討すること。
- 25 海岸環境整備事業への一般会計の繰り入れを中止すること。
- 26 利用者の声をよく聞いて、アジュール舞子における温水ウォーキングプールを再開させること。
- 27 省エネルギー、自然・再生可能エネルギーの分野で神戸市内事業者の成長を応援する視点から、今後のLED照明灯の設置など地元受注を促す制度を考えること。
- 28 六甲山森林整備戦略などに、環境局と共同したバイオマス・エネルギー活用の観点を持つこと。また、風力発電の可能性を検討すること。
- 29 六甲山の整備促進のための協議会等をつくること。

都市計画総局

まちづくり・住宅政策

- 1 総合的な街づくりの観点に立ち、今後の道路整備等は、都心部への車両の流入を抑えるための対策を検討すること。
- 2 都市計画道路については、周辺住民の意見を丁寧に聞くとともに、反対の多い計画については撤回すること。
- 3 総合交通体系について、高齢化予測などを含めて公共交通路線網を充実させるために、 関係部局と協議すること。公共交通機関の乗客増対策や地球環境問題への対応の視点から、 パークアンドライドの更なる拡大とPRを強化すること。また、バス・地下鉄など、公共 交通機関の利用促進を関係部局にも働きかけること。
- 4 三宮東の三層構造の事業については、阪神三宮駅改修以外は中止すること。
- 5 国際マーケット跡地の超高層マンション計画について、地域住民の意見を聞いて対応すること。
- 6 I R三ノ宮駅周辺の再開発計画は中止すること。
- 7 湾岸道路計画の8期、9期は中止すること。
- 8 浜山地区では、受け皿住宅の活用を柔軟に行い、借家人等も入居対象に入れること。今後の事業の検討地域などは、情報提供を度々行い、進捗状況を適宜知らせること。
- 9 鈴蘭台駅前のまちづくり・再開発については、住民の意向を十分ふまえながら、進捗状況を明らかにして進めること。
- 10 生産緑地について、市街化区域内農地で「宅地化する農地」を選択したあと、改めて「保全する農地」を希望する場合は、ルールを定めて転用を認めること。
- 11 高齢化するニュータウン対策として、入居者も含めた検討会等を設置すること。

- 12 人口密集地における高層マンション建設を規制する条例をつくること。密集市街地域に、小規模公営住宅の建設や防災対策など、対策を強化すること。
- 13 市内インナー地域に若年層を定着させるため、民間賃貸住宅に入居する若年世帯への家賃及び敷金の補助制度を創設すること。
- 14 高齢者にたいする民間賃貸住宅補助事業を拡充すること。
- 15 南海・東南海地震に備え、住まいの耐震化を促進するため、耐震診断は1981年以後に建設された住宅にも適用すること。耐震補強の助成制度を充実するとともに、PRにつとめること。
- 16 「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」で、一定規模以上の建築物では建設に関する事前説明が義務づけられているが、依然としてマンション建設におけるトラブルが後をたたない。事業者への指導を強めること。また、高層建築物の建設から住環境をまもるため、高さ規制を含めた条例を制定すること。
- 17 住宅供給公社は、破産させるのではなく存続し、公的な役割を担うよう、必要な支援策も講じるなど対策をとること。

新長田駅南再開発について

- 18 再開発事業についての中間総括をおこない、商業活性化について、商店主などの意見もよく聞き、問題点を解決すること。
- 19 「新長田まちづくり株式会社」について、役割を検証し、ビル管理業務が主となる構造から、商業の活性化が主となる役割に転換すること。なお、できなければ廃止も検討すること。
- 20 保留床の活用については、民間の誘致が進められているが、公共施設としての文化・スポーツ施設を検討すること。
- 21 住宅・店舗入居者の共益費の負担を軽減すること。
- 22 新長田駅に近いという地理的条件を生かし、大学や専門学校などを誘致し、若者が集う

新たなまちづくりを進めること。

23 特定建築者による建設は、震災復興としてのまちづくりにおける公的責任の放棄にも等しい。特定建築者による建設はこれ以上拡大せず、市が責任をもって、事業を早期に完了させること。

市営住宅について

- 24 民間借上災害公営住宅については、期間がきたことだけを理由に入居者に退去を求めることなく、この間、入居者が築いてきたコミュニティを大切にし、借上期間を延長すること。また、買い取りも検討すること。入居者に「住み替えできない理由」についても丁寧に聞くアンケートを実施すること。
- 25 被災者は年々高齢化しており、生活諸条件が好転しないまま推移している。住宅に拠点をつくり、見守り体制を抜本的に強化し、コミュニティーづくりを支援すること。
- 26 家賃の引き上げ実施により入居者の生活苦など、影響が出ている。市営住宅の家賃減免制度を元に戻し、入居者の生活を守ること。また、利便性係数を引き下げるなど、家賃軽減につながる対策を講じること。入居基準となる政令月収の引き上げを国に強く求めること。
- 27 全市的に低所得世帯が増加している中、市営住宅入居希望者は増加している。市営住宅の新規建設はしないという方針を根本的に改め、市営住宅を新設すること。
- 28 第2次住宅マネージメント計画の戸数削減計画は廃止すること。また、障がい者、高齢者対応住宅を増やすこと。
- 29 建て替え住宅について、入居者に不安と負担がかからないように、親切丁寧な対応をおこなうこと。
- 30 入居にあたっての連帯保証人要件などの緩和を行うこと。
- 31 建て替え住宅の入居者対策として、6年間の家賃の負担調整期間を設けているが、低所 得者にとって、その期間で終了後、負担が軽くなるわけではない。神戸市として負担調整 期間終了後も何らかの軽減策をこうじること。

- 32 老朽化した市営住宅で、保育所が合築されている住宅については、建て替え後も、同じ場所で公立保育所を継続すること。
- 33 エレベーター未設置の市営住宅については、設置計画を策定し、早急に設置すること。
- 34 市営住宅家賃滞納者に対しては、他局とも連携して必要な福祉的な対応をとること。また、減免世帯については、減免家賃を継続すること。また、生活困難者に対しても実態に応じた福祉対策を協議すること。
- 35 市営住宅の家賃滞納者について、実情を早期に把握し、福祉面から対応し、裁判にかけるようなやり方はやめること。
- 36 空家率の高い特優賃住宅は、先行した他都市の例を参考に、計画的に一棟丸ごと変更するなど行えば、市営住宅への転用は可能である。有効活用を早期に検討すること。
- 37 DV被害者のための市営住宅入居に関して、一時入居を含め、入居条件を緩和し、個々の事情に応じて柔軟に対応すること。
- 38 名義継承条件は、「三親等内の同居者」として継続すること。若者の労働形態が派遣の ひろがりなどで大きく変えられ、若年ワーキングプアが増大しており、独立の困難な時代 となっていることから、同居の子どもを対象から除かないこと。
- 39 市営住宅の指定管理者に民間業者が参入し、家賃滞納者にたいして強引な対応が増えている。また、入居者に対するサービス低下も起きている。公的管理に戻すこと。

みなと総局

一般会計について

- 1 防災計画の見直しにあたって、防潮堤、防波堤の強化を図ること。防潮扉の電動化を急ぐこと。また可能なものについては遠隔操作を行えるようにすること。
- 2 六甲アイランド南東の防波堤は元の計画通り設置すること。
- 3 東日本大震災を受けて、県の発表では、神戸の沿岸部でも大きな被害が想定されている。 港島トンネルは津波の被害を受けるとされ、また、長時間の揺れで、新たに液状化の可能 性も指摘されており、早急な対策をすること。

港湾事業について

- 4 神戸港の活性化のためにも、三菱重工業神戸造船所の商船部門の再開を求めること。
- 5 六甲アイランド南のコンテナバースの整備については「凍結」ではなく「建設中止」を 明言し、港湾計画からはずすこと。
- 6 戦略港湾など大型開発に頼らない港の活性化策を講じること。
- 7 中国・アジア関連の貨物のさらなる集荷に努めること。
- 8 瀬戸内・九州・北陸などの集荷を強めるためにも、モーダルシフトへの助成などで、環境負荷のかからない港としてのPRを広くおこない、港の活性化をはかること。
- 9 神戸港で働いていた人のアスベスト被害について、区役所等に相談窓口をつくり、健康 不安への解消をはかること。
- 10 ウォーターフロントの整備ついては抜本的に見直し、費用対効果について検証すること。
- 11 ポートターミナルへの客船誘致に努めるとともに、利用しやすいようにレストランなどをつくること。

- 12「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づき、安全・安心・平和な港づくりに務めること。
- 13 巨額の負債を残しながら、民事再生手続きを開始決定した海上アクセスの経営責任を明確にし、海上アクセスの運航を中止すること。
- 14 海上アクセスに対する貸付金については、事実上、棒引きにするような対応ではなく、 返済を求めること。
- 15 港湾保安対策のPSカードについては日々雇用の人でもスムーズにできるように、ひき つづき国に求めること。
- 16 瀬戸内クルージングを誘致すること。
- 17 コンテナトラックの過積載対策について改善策を関係機関と協議すること。
- 18 運行ルートについては、荷主に山麓バイパスを利用し、生活道路は通過しないよう求めること。

新都市整備事業について

- 19 複合産業団地は新たな経費負担を伴う造成はしないこと。
- 20 新都市整備事業会計から神戸空港特別会計への貸付はしないこと。
- 21 新都市整備事業会計の資金は、空港の借金返済のために使わず、市民の暮らしを守るために使うこと。
- 22 各事業ごとの収支計画を策定すること。
- 23 ニュータウンのオールドタウン化対策を強めること。

空港整備事業について

24 一般会計に入る航空機燃料譲与税は、空港関連に使わないこと。一般会計は市民のため

に使うこと。

- 25 空港の今後のあり方について、市民の意見を聞くため、全市民アンケートを実施し、廃止も含めて検討すること。市長の神戸空港民営化を容認する発言を撤回すること。
- 26 すでに、需要予測も含め、当初立てた諸計画は大きく狂っている。すべての計画を見直すこと。
- 27 空港に関する資料はすべて保存し情報公開に努めること。
- 28 スカイマーク社用の格納庫用地について、「使用許可」による法外の値で提供すること はやめること。
- 29 空港の経済効果について検証し、税収などは決算値で公表すること。

消防局

- 1 消防力基準は早急に国基準を達成すること。特に人員については、計画的に増やすこと。
- 2 消防車の5人乗車を実現すること。
- 3 広大な区域を管轄する署所には救急隊を複数配置するよう、計画的に増員・増隊して急増する救急需要に対応すること。
- 4 住宅用火災報知器設置の義務化の周知徹底を行うこと。高齢世帯や障がい者のいる世帯、 低所得世帯など、災害弱者向けに購入助成制度をつくること。
- 5 防火対象物(特に雑居ビル)に対し、定期的あるいは抜き打ち的な査察を増やし、防火 管理体制や違反処理の徹底など、引き続き指導強化を行うこと。また防火管理意識を高め るため、さらなる啓発に取り組むこと。
- 6 防火対象物点検報告制度の周知徹底と、未報告がなくなるよう指導を強化すること。
- 7 西神南ニュータウンと神出・岩岡地域に、新たな消防署所を早期に建設すること。
- 8 火事や救急の通報場所を迅速に特定できるよう、消火栓標識に所在地表示を行うこと。
- 9 消火活動困難地域については、他部局とも連携し、解消に向け積極的に取り組むこと。
- 10 火災の半数が放火となっている。放火防止の観点から、放火集中地域における消防局員による集中パトロールの実施や、地域との連絡・連携を強化し、万全を期すこと。
- 11 ケアライン119について、協力者を登録する制度をつくり、利用しやすい制度にすること。
- 12 市民救命士については、手技を確実なものにするため、定期的に講習を受講するよう働きかけること。
- 13 耐震性防火水槽の設置計画の見直しにあたっては、水量不足地区を優先しつつ、さらな

る細かなメッシュで新たな計画を立て、引き続き増設すること。

- 14 家庭内消火器の点検実施の必要性を消防局のホームページで掲載するだけでなく、火災警報器の周知や耐震化の促進とあわせ、全戸に周知徹底するための方策をとること。
- 15 AEDの無料貸出の広報を強化すること。また、貸し出し用AEDの台数を増やすこと。 また、鉄道各駅の未設置駅を解消すること。また、定期的にメンテナンスを行うこと。
- 16 消防団員の確保と消防団の強化・活性化のため、活動しやすい環境整備を行うとともに、 報酬を引き上げ、処遇改善を図ること。
- 17 繁華街や防コミのない地域でも防災訓練等を行うこと
- 18 二方向避難の必要施設について、義務化以前に建設された建築物であっても、神戸市の すべての公共施設において、二方向の避難路が確保できるよう指導すること。特に福祉施 設については、保健福祉局などと連携して早急に改善を図るよう強く働きかけること。
- 19 救急業務の有料化は行わないこと。
- 20 医療産業都市構想のエリアでの災害時に対応するため、事前に企業が使用している薬剤、 化学物質、細菌類などについて把握すること。
- 21 企業と防災福祉コミュニティの連携を強化すること。
- 22 防災計画の見直しにあわせ、消防基本計画を東日本大震災救援の経験を反映した内容に見直すこと。

水道局

- 1 水道料金の値上げはおこなわないこと。
- 2 水道使用量が基本水量に満たない世帯が多い。水道局も検討課題としているが、料金が使用実態に見合ったものとなるよう、早期に見直しをおこなうこと。
- 3 県営水道の料金の引き下げを引き続き求めること。
- 4 自己水源の有効活用を進めること。また、小水力発電等への利用を促進すること。
- 5 丹生ダムについては、これまでの経費が神戸市負担にならないように、阪神水道企業団 とともに、国に働きかけること。
- 6 阪神水道企業団に対し、分賦金の引き上げをしないよう引き続けはたらきかけること。
- 7 大容量送水管事業については、起債償還計画を市民に明らかにし、負債のツケが料金値 上げをまねくことのないようにすること。
- 8 水道料金滞納者については面談して生活実態を聞き、一方的な停水はおこなわないこと。 老人世帯や子どものいる家については、とりわけ心を配ること。
- 9 小規模貯水槽の点検を水道公社の業務として実施すること。
- 10 水道のメーター交換業務は民間委託せず、従来通り水道公社で行うこと。
- 11 母子家庭・障がい者世帯・高齢者世帯や、生活保護世帯など低所得者への水道料金の減免制度をつくること。また福祉施策として取り組むよう、保健福祉局に求めること。
- 12 水道検針業務の民間委託は中止すること。退職補充は派遣などではなく、正規職員として雇用すること。
- 13 直結給水の助成制度を復活させること。安全な給水をおこなう立場から、目標を持って直結給水戸数を増やすこと。また、学校の直結給水化については早急に完了すること。

- 14 社会福祉法人の福祉施設の水道の使用料減免制度を元に戻すよう、保健福祉局と協議すること。
- 15 水の科学博物館に来館者用の駐車場をつくること。運営は直営に戻すこと。
- 16 生野高原住宅の公共水道整備について、住民負担の軽減策を講じること。
- 17 千苅ダムについては、利水ダムだけでなく治水ダムとしても検討し、整備するよう県と協議すること。
- 18 地下水利用をおこなっている既存企業等に対しても、施設の維持・整備に必要な経費に見合う料金負担を求めること。既存の地下水等利用者に対して行っている経過措置について、早急に経過措置は廃止し、本来の料金徴収へと移行すること。
- 19 国際貢献の名のもとに水ビジネス推進はやめること。

交 通 局

交通事業について

- 1 市民の足として市バス・地下鉄は必要不可欠な都市装置である。民営化でなく公営での 運営とともに路線を維持・拡充すること。
- 2 敬老パスは、高齢者福祉という視点に立ち、公共交通機関の役割として、利用者に負担を求めないこと。
- 3 福祉パスについて現行制度を維持するように保健福祉局にはたらきかけること。
- 4 エコファミリー制度の平日実施を春休み・冬休みにも適用すること。
- 5 バスと地下鉄の乗り継ぎ時の負担を軽減するために、割引率を拡大すること。また、1 日乗車券1.000円をさらに安くして、利用しやすいようにすること。
- 6 乗り継ぎや定期の割引率の拡充など、料金値下げと利便性向上につとめること。
- 7 ノーマイカーデーパスが20日しか利用できないが、利用しなかった場合、他の日でも利用できるようにしたり、有利な割引率で利用できるようにするなど利便を図ること。
- 8 市内における自家用車やバス、鉄道などのあり方を検討し、総合的な交通政策をつくるよう企画調整局へ働きかけること。特に、バスの乗り入れ困難な地域における地域住民の足の確保についてはデマンド交通など、具体的に検討すること。

自動車事業について

- 9 市バスから市バスへの乗り継ぎは、利便性、サービス向上の面からも、2乗車目の料金は無料にすること。
- 10 市バスは交通弱者の必要不可欠な移動手段であり、地域活性化にも欠かせない都市装置 である。環境面からも、マイカーからバスへの転換をよびかけるとともに、市場・商店街 や利用者の声を積極的に取り入れ、乗客増対策に主眼をおいた経営改善を行うこと。

- 11 民間移譲した路線に対する市民や利用者の要望を聞き、直営にもどすこと。それまでの期間、利用者の要望を移譲先に申し入れを行い、市として責任を果たすこと。
- 12 長大・循環型路線で市民の要望と強い路線については、復活・増便すること。
- 13 交通振興株式会社が独自運行している路線も含め、運行時間の拡大、増便、運行距離の延長などを求める声を考慮し、改善すること。
- 14 民間委託された営業所では、不安定雇用、超過勤務が常態化している。実態調査もおこない、非正規職員の正規職員化や、交通局職員と同等の労働条件に改善するよう求めること。
- 15 魚崎営業所については、運行時間の拡大、増便、運行距離の延長などを求める声を考慮し、改善すること。
- 16 市バス近郊区運賃の引き下げと、通勤、通学定期の割引率を引き上げるなど、市内均一区間との料金格差を是正すること。
- 17 バスの走行環境改善のため、バスレーンの違法駐車の取り締まり、PTPSを拡大すること。
- 18 バス停のベンチ、ひさしの予算を増やし設置すること。道路が狭く困難な場合は、建設局と協議すること。
- 19 バスの低公害車化を一層進めること。
- 20 不明金問題の全容は未解明のままである。再発を防止するためにも全容を解明すること。

高速鉄道事業について

- 21 海岸線の乗客増対策について全庁的に協議し、リーディングプロジェクトにとどめず、 沿線に住宅・産業政策の推進、公共施設建設など、地域の活性化につながる総合的な対策 を推進すること。
- 22 海岸線において乗客の避難対策や防災対策など現状の対策を検証し、新たな知見に基づ

いて検証し、必要な対策をおこなうこと。

- 23 ホームのベンチは工夫して設置、増設すること。
- 24 海岸線の料金を値下げし、利用者増につなげること。
- 25 西神山手線の妙法寺駅以西のホームに待合所を設置すること。
- 26 西神山手線のラッシュ時の混雑解消対策を検討すること。
- 27 地下鉄各駅に授乳室を設置すること。
- 28 ホームに安全柵を設置すること。

国に下記の項目を要求すること

- 29 公共交通機関への支援策強化や、バス・地下鉄などの補助金の確保と増額を求めること。
- 30 地下鉄既設線の設備老朽化がすすんでいる。既設線の改良工事などへの補助率の拡充を要求すること。
- 31 自動車事業の車両購入(ノンステップバス・低床バス購入を含む)や資本費に対する補助制度の拡充を求めること。
- 32 市バス不採算路線の運行に対する補助を引き続き求めること。
- 33 高齢者・障がい者に配慮したバリアフリー化促進への補助の拡充を求めること。

教育委員会

学校教育について

- 1 少人数学級は、子どもをていねいに育てるためには必要最低限の条件といえる。30人学級を小学校、中学校で早急に実施すること。あわせて必要な財源を県・国に求めること。
- 2 教育の機会均等を守るためにも、学校選択制は導入しないこと。
- 3 市場原理・競争主義的な「教育改革」などに反対し、小中学校では、基礎学力の充実に 全力をあげること。
- 4 教育に対する政治介入を許さず、憲法が保障する教育の自由、自主性を尊重すること。
- 5 学校行事において「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を強制しないこと。
- 6 子どもの権利条例を制定すること。
- 7 神戸大空襲などの戦争体験の伝承や、非核「神戸方式」を神戸市内の小中学生に教えるなど、神戸市として特色ある平和教育に取り組むこと。
- 8 教育水準の維持向上のため、義務教育費の国庫負担は不可欠である。引き下げられた国庫負担を元に戻すよう強く求めること。
- 9 ひきつづき、公立高校授業料の無償化を継続するとともに、私立高校授業料の無償化を国に求めること。
- 10 高校入試の複数志願制は廃止するよう、県に求めること。
- 11 県立高校の学区拡大は行わないよう、県に求めること。
- 12 公立高校の統廃合・定員削減をおこなわない。

いじめ対策の強化

- 13 学校裏サイトなど、インターネット上のいじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒に注意を呼びかけること。
- 14 いじめについての相談・対応の体制整備を行うとともに、少人数学級、複数担任制度、 学校カウンセラーの配置の拡充、養護教諭の複数配置などの教育条件の整備を
- 15 川西のオンブズマンなどのような第3者機関を設置し、対応すること。
- 16 国連子どもの権利委員会で、いじめの背景にあると指摘されている内容を真摯に受け止め、いじめ根絶の対策をすること。
- 17 国連子どもの権利委員会が指摘をしているように、「過度に競争的な教育制度のもとで、子どもの発達が阻害されている」現状を改めるために、教育課程や教育方法の見直しとともに、地域社会での子育て支援の強化、子どもの貧困への対策強化など、教育と社会のあり方を市民的に検討する場を設けること。

学校給食について

- 18 中学校給食は全国でも、兵庫県下でも多数の学校で実施されている。神戸でも早急に完全給食を実施すること。公聴会など市民意見を聞く場をつくること。
- 19 給食食材について、国内産および県内・市内で生産された食材を積極的に使用するなど、地産地消を増やすこと。また、各食材にたいする放射能検査を徹底すること。
- 20 学校給食の調理業務は、これ以上、民間委託は行わないこと。自校調理方式を堅持し拡大すること。
- 21 給食畑事業について、規格外品も受け入れること
- 22 アレルギー児童にたいする除去食などに対応すること。

学校園施設について

23 学校や教育施設は、災害や震災時の避難所としての役割を担う。市内の学校や幼稚園、教育施設の耐震化100%を早期に実現すること。

- 24 災害時に備え、学校など避難所の備蓄物品の量を増やすとともに、定期的に点検すること。
- 25 熱中症や熱射病などが大きな問題となっている。学校・園の全教室に空調設備を導入すること。導入前の対策として遮光ネットを取り付けるなど応急対策をとること。
- 26 小・中・高等学校の統廃合については、児童・生徒・保護者・地域住民とよく話し合い、 一方的な決定はやめること。
- 27 学校・園に太陽光パネル設置し、環境・省エネルギー教育をすすめること。
- 28 校内のトイレは男女別とすること。

教職員について

- 29 小・中学校で行き届いた教育を実施するために、加配教員を大幅に増員すること。
- 30 教職員の長時間勤務を軽減すること。
- 31 様々な問題や環境の変化により、ケアが必要な児童・生徒が多数存在している。心のケア担当教員など、必要な教員配置を国や県に求めること。
- 32 不登校児童・生徒をはじめ、深刻な事情を抱えた子ども達が増加しており、養護教諭も 多様な訴えに対応していかなければならない。養護教諭を増員して、全校複数配置をおこ なうこと。
- 33 給食費をはじめとした費用徴収など、教員の事務負担増を解消するために、事務職員を増員すること。
- 34 不審者の侵入防止対策としてハード面の対策にとどまらず、警備員など専任職員を配置する予算を国に求めること。
- 35 教職員による暴力は絶対にあってはならない。暴力・体罰は一掃すること。
- 36 スクールセクシャルハラスメントに対する教職員への教育を徹底すること。

37 管理職によるパワーハラスメントをなくすための教育をおこなうこと。

学資支援について

- 38 神戸市奨学金は、生活保護世帯への支給を復活させるとともに、低所得世帯も受給できるよう、所得基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げること。また、予算を増額し、基準に該当し、需給を希望する生徒にはすべて支給すること。
- 39 就学援助を受ける児童・生徒が増加している。子どもや家族のくらしの実態に即して援助を行うこと。神戸市独自の支援策を復活し、拡充すること。

幼稚園教育について

- 40 市立幼稚園での2年保育については、希望者を全員受け入れること。また、園区についても適宜見直すこと。
- 41 市立幼稚園での三年保育を増やすこと。
- 42 これ以上、市立幼稚園は減らさないこと。

特別支援教育について

- 43 障がい児が安心して学び、発達が保障できる場とするために、県に特別支援学校の配置の抜本的改善や新設を求めること。また、学校の実態に対応して教職員を増やし、通学バスを増車すること。
- 44 市内の特別支援学校は定員をはるかにオーバーしている。その現状を解消するためにも 神戸市の特別支援学校の整備計画を早急につくるとともに、整備を急ぐこと。現在の友生 養護学校は存続させ、教育環境の維持向上につとめること。
- 45 県立神戸特別支援学校と新友生養護学校の通学区域については、保護者の希望を聞くこと。

- 47 知肢併置については、十分な安全確保対策を講じること。
- 48 障がい児が在籍している学校園の介助員の配置を拡充すること。さらに、障害のある児童生徒のために、正規教員の配置を拡充すること。
- 49 LD、ADHDの専門知識を持った教職員を増員すること。
- 50 特別支援学級は、障がい児の実態にみあって拡充すること。また、特別支援教育コーディネーターは専任とし、体制の充実を図ること。

その他

- 51 学校図書館が、ゆとりと学習・調査、研究ができる施設となるよう、蔵書の拡充とスペースの拡大に努めること。学校ごとに専任の司書を配置できるよう、国・県に求めること。
- 52 健康診断時の医療器具について、感染問題などを起こさないよう、リースやディスポーザブルを使用すること。
- 53 在住外国人の子どもたちが楽しく学校生活をおくれるよう、学校での言語の指導を週1、 2回でなく、もっと密にすること。
- 54 夜間中学校に対する教材費等の補助を増額すること。

図書館事業について

- 55 市立図書館に導入している指定管理者制度は止め、直営に戻すこと。
- 56 市立図書館の蔵書数を増やすこと。
- 57 三田市立図書館での神戸市民の利用枠を広げるよう、さらに三田市に求めること。
- 58 1区1図書館にこだわることなく、市立図書館を増設すること。北須磨文化センター図書室を市立図書館の分室として位置づけること。

- 59 図書館協議会に、市民の公募委員をいれること。公募時には、市政アドバイザー経験者にかかわらず、広く公募すること。
- 60 ステーションをさらに増やすなど、移動図書館を拡充すること。

選挙管理委員会

- 1 すべての投票所で車いすの人が投票できるよう、バリアフリー対策を講じること。
- 2 選挙権が何の制限もなく行使できるよう、すべての投票所をチェックし、バリアフリー 化や過大な投票所、エリアが広大な地域については分割することも検討すること。

一 区 要 望——

バス関係

- 1 市バスダイヤ改正で大幅に減便された31系統、38系統を元のダイヤに戻すこと。 また、 始発を早めること。
- 2 J R 摂津本山駅の改修については、北側・南側ともに上下エスカレーター、エレベーターをつけること。
- 3 JR住吉駅北側に、JR西日本の責任で早急にエレベーター・エスカレーターを設置するよう求めること。現在、シーア内のエレベーターが利用できるが、開始時間を早め、表示をわかりやすくすること。
- 4 六甲ライナー住吉駅やセンター駅など、扇風機、および冷暖房室がない駅は、ホームに設置すること。
- 5 六甲アイランドでは、高齢者も増えている。島内を巡回するコミュニティーバスをの創 設すること。
- 6 住吉台・渦森台から乗り換えなしで甲南病院回り、阪急御影行きバスを運行すること。
- 7 六甲ライナーの料金の引き下げと定期代の割引率を引き上げること。
- 8 市バス37系統は以前より便数を増やしているが、利用者が多く、車内で高齢者が杖をつき立っている姿も見られる。特に午前中は早急に増便を実施すること。
- 9 御影・住吉地域の国道43号線以南、阪神の各駅、公共施設を結ぶ市バス路線を検討すること。小型バスの運行など、地域の状況にあわせて検討すること。

- 10 バス停に雨よけテントをつけること。特に高齢者がよく利用する37系統のバス停に設置すること。渦森台3丁目バス停にベンチが設置されたが、2名程度しか座れないので、さらなる設置などで対応すること。
- 11 市バス32系統は御影山手を周回する路線だが、6丁目北部からバス停が遠い。住民の要求もよく聞き、北部への停留所新設や乗り合いタクシーなど、対策を講じること。
- 12 森北回りのコミュニティーバスを走らせること。

児童・学校対策

- 13 待機児童解消のため保育所をさらに増設すること。御影地域や鴨子原地域などは、特に急ぐこと。
- 14 4歳児の希望者でも幼稚園に入園できないケースがある。希望する子どもが入園できるようにすること。なお、安心して子どもたちが通い、継続的な人間関係を保持するためにも、園区拡大という発想ではなく、小学校区で確実に入園できるようにすること。
- 15 子どもの数の多い児童館は、中学校区に一つという基準を見直し、小学校区に一つにしていくこと。
- 16 現在の児童館は、受け入れ人数に対して過密で、十分な活動スペースが確保されず、事故も起きている。特に問題解決のため、田中、本庄、御においてはもう一か所近隣につくること。
- 17 渦が森小学校児童の通学の安全を確保するため、下校時間帯にも市バスを走らせるなど、 必要な対策を講じること。

道路

- 18 43号線ぞいの樹木の成長に伴い視界不良が指摘される。剪定を定期的に行なうこと。
- 19 御影本町2丁目4のカナート・ミドリ電化に接した道路は、これまでの要望にこたえる 形で、横断歩道を設置するなど前進面もあるが、安全対策として一方通行にするか、信号 機をつけるよう、関係機関に働きかけること。しばらくは、事業者に警備員の設置を求め ること。

- 20 西岡本4丁目もとやま園前の道路は見通しが悪く、児童や父母から不安の声が出ている。 信号機の設置など安全対策をとること。
- 21 渦森台3、4丁目の住宅内の道路が劣化している。改修を進めること。
- 22 波打ち解消などで歩道の整備が行われているが、安全な環境をつくるため、それにあわせて狭い歩道の拡幅を進めること。
- 23 魚崎中学校前に横断歩道を設置すること。

その他

- 24 新東灘図書館の建設が進められているが、駐輪スペースを広げること。
- 25 新東灘図書館や区役所周辺に隣接されるマンションによる風害被害が心配される。住民 の不安にこたえ、必要な指導を行うこと。
- 26 住吉南町パルテックの大気測定データを公表すること。排ガス中の大気汚染物質や悪臭などの検査結果を、市民すべてがわかる形で公表すること。
- 27 イノシシ、アライグマの被害が多発しており、住民被害が出ない解決策を考えること。 里山づくりにさらに力をつくすこと。
- 28 深江南地域に多く生活している外国人のため、クリーンステーション案内板に多言語で表示すること。
- 29 六甲アイランドセンター駅周辺、魚崎南地域に交番を設置すること。
- 30 六甲アイランドのシティーヒルが一部盛り土された結果、段差となり、通行の際などに 支障が出ている。平たんに戻すこと。
- 31 六甲アイランドにおいては、この間、企業の撤退などが続き、にぎわいが失われている。 住民とも丁寧に話し合い、活性化策を示していくこと。
- 32 公園に、高齢者むけの健康ベンチだけでなく、ツイスターやぶら下がり健康器など、健 康遊具を設置すること。石屋川公園の活用方法について、地元住民の声を聞きながら考え

ること。

- 33 御影地域に手軽に利用できる集会所をつくること。財産区の会議室・集会所は料金が高い。新設か、あるいは利用料を補助すること。
- 34 旧求女保育所跡地については、地元との意見交流を進め、保育所の再設置など、地域ニーズに沿った福祉施設の設置など、検討すること。
- 35 駅前の違法駐輪の対策を講じること。特に本山駅南側、甲南山手駅西側高架下は急ぐこと。
- 36 旧乾邸については、今までどおり住民に公開し、利用できるようにすること。
- 37 国道43号線以南の地域では、住民は、これまでも大気汚染・悪臭・水質汚泥など様々な環境問題で苦しめられてきた。この間も、新しい工場の立地などが進み、車両の増加を含め、住民は不安を抱えている。総合的に環境を改善するための手だてを講じること。
- 38 国道43号線以南の御影本町地域に公園の設置が従来から強く求められている。防災拠点となる公園をつくること。
- 39 公園のメタセポイアの木については年2回の剪定でなく、回数を増やすこと。
- 40 国道43号線の排ガスについては早急に対策を取ること。
- 41 御影公会堂の冷暖房の効きが悪い。多くの住民が利用する施設であり、早急に改善すること。
- 42 阪神沿線以南においては、地震に伴う津波の被害が予測される。避難場所の設置を早急にすすめること。
- 43 阪神御影駅南側の自転車置場周辺整備は、自転車・バイク利用者の意見も丁寧に聞いて対応すること。

灘 区

- 1 神戸製鋼所の近隣住民は、神鋼からの騒音、臭気、ばい煙などに苦しめられている。環境保全協定を結んでいるが不十分である。住民が納得できる対応を指導すること。また住民の求めがあれば、引きつづき工場内への立ち入り調査をさせるよう神鋼に指導すること。
- 2 神鋼の石炭火力発電所は年間700万トンものCO₂を排出しており、地球温暖化防止に逆行する。
 - ① 国の25%削減目標にどのように対応するのか強力に指導すること。
 - ② 神戸市の環境保全協定で削減数値目標を具体的に示し、年次計画を立てること。
 - ③ 石炭火力発電をやめ、自然・再生可能エネルギーへの転換をはかること。当面は、地球環境に負荷の少ないLNGへの転換を指導すること
 - ④ 神鋼火力発電所と神戸市で交わしている二者の環境保全協定は、住民団体も加え三者協定にすること。
- 3 神鋼の自家発電用ボイラーは、老朽化しており、住民を不安におとし入れる事故が発生 している。また、脱硝設備も不十分なようである。市はテレメーター監視をしているが、 排出データーの改ざんを行った企業であり、監視を強化するとともに、基準をこえること があれば強力な指導をおこなうこと。
- 4 JR灘駅にエレベーターは設置されたが、南側にエスカレーターの設置を行うこと、JRに費用負担を働きかけること。
- 5 市バス26系統について
 - ① さらに始・終発時間を延ばし増便を行うこと。
 - ② 昭生病院と六甲ケーブルの間に(下りのみでも)バス停を増設すること。
- 6 市バス91・92系統を復活すること。
- 7 岩屋地域へのバス路線の新設、または延伸を行うこと。
- 8 市営住宅マネージメント計画で廃止とされている高羽、八幡、桜ヶ丘市営住宅は入居者 の意見をよく聞き、廃止ありきでなく、耐震改修などの対応も検討すること。

- 9 市営住宅に併設されている桜が丘保育所については、今後も現在地で公立として、現在の定数を確保すること。
- 10 新在家南町3丁目と4丁目の(西国浜街道)交差点は通学など歩行者も多い。信号機を設置すること。
- 11 六甲町2丁目4と3丁目9 (風の郷公園の西側交差点) に横断歩道、または信号機を設置すること。
- 12 大石東町6丁目の阪神南側の道路は、スイミングプールや買い物などで駐車場への車も増えてきており、店舗利用の住民からも安全対策の要望が強い側道のホワイトラインを引くなど、安全対策を講じること。
- 13 児童生徒からの要望が強い、灘図書館に自習室を確保すること。
- 14 市バス90・92・100系統の将軍通停留所から神前町までは距離が長く、不便との声が地域住民からあがっている。この間に新しい停留所をつくること。
- 15 鶴甲会館前の歩道橋、鶴甲南バス停の歩道橋、鶴甲地域福祉センター前の階段にスロープをつくること。
- 16 水道筋6丁目交差点の信号を右折表示するものにすること。
- 17 鶴甲地域は現在、鶴甲福祉センターが投票所になっているが、有権者から「階段が急で 行けない」などの声があがっている。子育て世代や高齢者・障害者が投票所に行きやすい よう投票所を増設すること。
- 18 国道2号線琵琶町3丁目に盲人用信号を設置すること。
- 19 大雨の際に、灘丸山公園付近の家屋ガレージなどに水が入るなど、住民が困っている。 側溝の改修などを実施すること。

中 央 区

商店街対策について

- 1 宇治川、二宮、大安亭、大日通商店街など、地域コミュニティの中核である商店街の活性化のために、住民の購買志向などを調査し、人の流れを取り戻す手だてを検討すること。 また各種イベントは、商店街関係者の創意を活かし意向を尊重して必要な予算をつけること。
- 2 大日通商店街の商店が減少し、暗いため人が寄り付きにくくなっている。街灯をつける など、明るくして人が通りやすくすること
- 3 元町商店街、並びに三宮商店街への自転車乗り入れは危険であり、商店街連合会と協力 して市民啓発にあたること。また、歩行者通路の確保のため、商店街関係者の意向を聞き、 行政としてサポートすること。
- 4 ハーバーランド、JR神戸駅、宇治川商店街へのアクセス(交通機関)を総合的に検討し、市バス路線を復活させること。
- 5 大型スーパー、ミニスーパー、コンビニなどの無秩序な進出や、身勝手な廃業、転出を 規制するため、事業者に地域での社会的責任を自覚させること。
- 6 「こうべまつり」や「ルミナリエ」など市が実施する大きなイベントの観光客が、元町 商店街はじめ市内の広範囲に流れるよう工夫し、商店街の活性化につなげること。
- 7 超高層ビルの無秩序な建設は、学校や保育所など公共施設の需要を偏在的に高める結果になっている。また、ビル風による風害や日照権の侵害など、地元住民の暮らしに影響を及ぼしている。現在、旭通りに建設中の超高層ビルは、高架北側の住民生活にも新たな影響が懸念される。これら懸念される広範囲への影響を調査し、先住者の要望に誠実に対処すること。

交诵アクセスに関して

8 HATこうべは低年齢の子どもたちが増加している。地域の子どもたちの成長に応じた 環境の整備と学校施設の充実をさらに改善すること。大型トラック、コンテナ、トレー ラー等の通行は、規制されているとはいえ、依然、住民からの苦情は多い。子どもの交通 事故や、排気ガスによる影響を防止するよう、関係機関と協議し、住民の不安解消に努めること。

- 9 JR神戸駅を起点に、新開地~湊川公園~県庁~加納町~三宮~栄町・海岸通り~JR 神戸駅と周回する新たなバス路線を開設し、切実な住民要望にこたえること。
- 10 阪急「花隈駅」、阪神「西元町駅」にエレベーターがなく、高齢者、障がい者の利用が 困難になっている。とりわけ車椅子利用者は、駅利用そのものができない。早急にエレベーターを設置すること。
- 11 三宮、神戸駅など神戸市内主要駅に、未だ「障害者専用乗降スペース」が設けられていない。かねてより要望してきたものであり、市として検討してきた経過と結果、実現に至らない原因について明らかにすること。主要駅から直ちに実施するよう関係機関に強く働きかけ、設置を急ぐこと。
- 12 ポートアイランドの市民病院移転によって、ポートアイランド居住者の通院が不便になっている。無料送迎バスなどポーアイ住民向けの交通手段を確保すること
- 13 山本通3丁目のバス停にベンチや屋根、北野への案内を設置すること
- 14 三ノ宮や元町周辺に自転車の違法駐車が多い。駅前に駐輪場をつくって違法駐車の防止 につとめること

住環境対策について

- 15 震災後17年が経過し、災害公営住宅入居者の高齢化が進んでいる。また、自治会役員や 民生委員など、住民組織が確立されないなど高齢者の実態把握ができず、生活をサポート できていない。行政が実態把握に努め、積極的に居住者の不安解消に努めること。
- 16 加納町3丁目交差点の陸橋下に、東西に渡る歩行者横断歩道を設置すること
- 17 関西電力火力発電所の大気汚染は地域住民を不安にさせている。定期的に大気汚染測定車を回して測定し、その結果は地域住民に知らせること。
- 18 超高層ビルの無秩序な建設は、山と海を観光資源とする神戸市の都市景観を著しく疎外している。先住者との協議や合意を得ないまますすめる住宅密集地でのマンション建設に

対して、市独自の新たな規制を検討すること。

19 吾妻通の国道2号線沿いの排気ガス、騒音がひどく住民の苦情が増えている。実態を調査し対策をとること

六甲、諏訪山、再度山などの自然環境保護につとめること

- 20 河川管理並びに、土砂流出など、日常的に点検して、住民の不安解消に努めること。
- 21 高山植物やホタルなど、貴重な動植物の保護に努めるとともに、イノシシ対策など住民 や登山者への安全対策に万全を期すこと。
- 22 早朝登山やラジオ体操など登山者の安全対策に努めること。

若者向けの対策

- 23 中央区は特に家賃が高く若者が住みにくくなっている。若年者向けの家賃補助をつくる こと
- 24 公園や海岸でバーベキューや花火など安全にできるスペースを確保すること

危機管理について

25 ポートアイランド、HATこうべ、東川崎町など臨海地域住民の津波、高潮などの被害を未然に防ぐため、南海トラフ地震など予測される今後の災害を想定して臨海部の災害対策を再検討すること。

北区

交通問題

- 1 近郊区運賃の料金を値下げすること。通勤・通学定期の割引率の引き上げなどをおこない、市内均一区間との料金格差を是正すること。
- 2 妙法寺~ひよどり台のバスを星和台まで延伸すること。
- 3 高齢化の進む花山・大池・唐櫃台地域で、病院やショッピングセンター、役所を巡回するコミュニティーバスを運行すること。
- 4 コミュニティーバス実現のため、交通局が地域に入り、地域住民と路線などについて協議し、アドバイスすること。
- 5 神戸電鉄の料金は高過ぎるので、引き下げるため、神戸市がさらに支援を行うこと。
- 6 神戸北町コープデイズ前の不法駐車の取り締まりを強化すること。
- 7 神戸電鉄鈴蘭台駅から北区役所・区民センターまでの無料送迎バスの運行など、市民サービスを強化すること。
- 8 市バス68系統の便数を増やすこと。特に午後8時台を増便すること。
- 9 市バス65、66系統の最終便を遅くすること。
- 10 小学校・中学校にバス・電車通学している子どもたちの定期代の補助制度を創設すること。
- 11 民間バスの停留所に屋根をつけるよう要望すること。
- 12 有馬温泉~三宮間のバス、鈴蘭台~神戸駅のバスの運行回数を増やすよう、バス会社に要望すること。
- 13 北神急行の高すぎる料金を引き下げるため、さらなる支援を行うこと。

- 14 藤原台中町・南町を巡回するバス路線の新設を検討すること。
- 15 谷上~しあわせの村のバス路線を土日だけでも、増便すること。
- 16 神戸電鉄に敬老パス、福祉パスを適用すること。
- 17 市バス64系統の一部を松ヶ枝町内を走るように路線変更すること。

市営住宅問題

- 18 山の街市営住宅の空き家改修を進め、若い人などの入居を促進すること。
- 19 桜ノ宮市営住宅の建て替えについては、全体構想を住民に説明すること。さらに、計画 段階から住民の要望が反映できるような仕組みをつくること。

施設問題・その他

- 20 神鉄五社駅前は暗くて怖いという声が上がっている。防犯灯などを増やすこと。
- 21 筑紫が丘公園に防火水槽を整備すること。
- 22 三田市立図書館の書籍を上津台及び鹿の子台の住民が利用できるよう、さらに、三田市に強く働きかけること。
- 23 神戸電鉄大池駅前の整備を行う際、踏切の安全を確保すること。また、交通事故が起こらないような道路の整備を行うこと。
- 24 社会保険神戸中央病院が民間に売却されないよう、神戸市として力をつくすこと。
- 25 神戸電鉄鈴蘭台駅前に市民トイレを整備すること。
- 26 花山地域・藤原台エコール・リラに交番を設置するよう関係機関に働きかけること。
- 27 鈴蘭台駅前のまちづくりについては、十分に住民合意を得ながら事業をすすめること。 適時、住民説明会の場を設けること。

- 28 北区で、救急医療の受け入れが出来ない医療機関が増えている。改善のために努力すること。
- 29 北区民センター・鈴蘭ホール・北神区民センターなどの利用料金を安くすること。
- 30 しあわせの村の会議室などの料金を安くすること。
- 31 太陽とみどりの道の整備を行うこと。
- 32 しあわせの村の駐車料金を安くすること。
- 33 生野高原住宅の公共水道整備にあたっては、住民の負担軽減策を講ずること。
- 34 生野高原住宅に公共下水道を整備すること。

兵 庫 区

インナーシティ対策について

- 1 区内の歴史・文化について、地元でも取り組みがされている。その活動に対する支援を 行うとともに、市としても兵庫運河ならびに「福原京」付近を中心に、歴史を生かしたま ちづくりを進めること。
- 2 ウエブサイトにとどまらず、兵庫区の歴史を中心にした、歴史博物館を建設すること。
- 3 兵庫運河を活用した観光対策をさらに検討し、まちの活性化をはかること。
- 4 ホームズスタジアムは、住民の意見を聞き、利用料の値下げなどで、市民が幅広く利用できる施設にすること。
- 5 区南部地域に平和記念館を建設すること。
- 6 若年世帯・人口の呼び戻し策として、若年世帯向け民間賃貸住宅家賃補助制度を復活すること。また、3世帯住宅建設に対して支援すること。
- 7 東山町の川崎重工体育館は、閉鎖されたまま放置されている。このままでは防犯上も問題がある。北部にはスポーツ施設がないため、市が管理し市民に開放できるよう、要請すること。
- 8 下水道中部処理場跡地は、広く地域住民の意見を聞き、地元の活性化につながるような 利用策を検討すること。
- 9 中央市場西側跡地へのイオン進出が進められているが、周辺商店街への影響が懸念され、街の活性化には逆行することが危惧される。商店街や地域住民の意見を反映したものになるよう再考すること。

中小商工業者、市場・商店街対策について

10 市場対策については、商店主、付近住民の意見をよく聞き、新たな手法なども検討し、店舗の集約化など、活性化をはかること。

11 大型店進出により、小売店・商店街が打撃を受けている。実態を調査し、市場・商店街への支援策を検討すること。

バス路線について

- 12 地下鉄海岸線開通にともない、廃止された91・92系統の一部が、交通新興株式会社によって運行されているが、運行時間帯・本数・区域とも不充分である。交通局が責任をもって元の路線に復活させること。
- 13 81・82系統、85系統、11系統については、元の路線に復活すること。
- 14 平清盛ゆかりの名所旧跡へ観光客を誘導するためにも、市バス3系統、9系統を増便すること。
- 15 西出地区を運行しているバス路線の内、85系統の便数を増やすこと。7系統は日常的に 菜の花ロードまで回すこと。
- 16 兵庫区、長田区内の市場・病院・官公庁・鉄道駅などを循環する循環コミュニティバスを創設すること。
- 17 61系統のすずらん台行きの最終時刻を延長すること。

街づくり事業について

- 18 区民ホールは、計画段階から住民の意見を聞き、利用しやすいもの、活性化に役立つものにすること。また、区庁舎の建て替えについても、市民の声を聞きおこなうこと。
- 19 鵯越小学校跡地は、売却ではなく、地域の防災施設や子ども達がスポーツのできる広場などとして活用すること。
- 20 西出地区の街づくりに積極的に取り組むこと。
- 21 西出町、東出町、本町の近くに児童館がないため、東川崎までいっているが、道路横断など危険である。入江地域に児童館をつくること。
- 22 住吉橋は、階段や螺旋状のスローブが急勾配で歩道幅が狭い。車椅子、ベビーカー、自転車も通行し、お年寄りの利用も多い。すれ違い時の接触によるトラブルもある。橋の全

面付け替えを検討すること。当面、隣接して歩行者専用の橋を設置すること。

- 23 松本通は通学路でもあり、元の一方通行にすることなどを検討し、事故防止対策を強めること。
- 24 運南地域に、安価で利用しやすい文化施設をつくること。
- 25 小山町地区内の道路に歩道柵を設置すること。
- 26 鵯越筋のイノシシ対策を行うこと。
- 27 神田町に郵便ポストを設置するよう要望すること。
- 28 菊水西市住付近にスポーツ施設を建設すること。
- 29 三菱重工神戸工場商船部門の撤退は地域に大きな影響がでている。復活を求めること。
- 30 兵庫区勤労市民センターは、投票所となっているが、バリアフリー化されていない。歩 道橋のスロープも傾斜がきつく、車いすでは利用できない。バリアフリー化すること。ま た、投票所は、誰でも行けるところに変更すること。
- 31 JR和田岬線は、廃止すれば商店街等への多大な影響が懸念される。廃止ではなく、街の活性化に資するよう、昼間の運行や観光にも利用できるような方策をとるよう JRに要望すること。

駐輪対策など

- 32 放置自転車対策を拡充すること。特に、駐輪場周辺に放置自転車が広がる傾向があるので、駐輪場を拡張するなどの対策を強めること。
- 33 新開地ボートピア周辺では、放置自転車などが依然として解決していない。地域環境の整備をさらに進めること。
- 34 市街地に子ども達がボール遊びのできるような小公園を整備すること。当面、区北部の空き地を調査し、計画的に整備すること。

- 35 山麓部の急傾斜地危険区域について年次計画をたて、引き続き防災工事を行うこと。
- 36 西神戸有料道路の無料化に伴い、生活道路にコンテナ車など大型車が増加したため振動や騒音、交通事故が頻発するなど問題が続いている。料金の引き下げ・無料化などで山麓バイパスへの誘導を強化すること。
- 37 浜山地域の区画整理事業は、進捗状況とともに今後の予定も具体的に広く住民に知らせること。

長 田 区

- 1 完了した新長田駅北区画整理事業と新長田南再開発事業について、震災事業の総合的な 総括・検証をおこなうこと。
- 2 新長田駅周辺(とくに一番街)の駐輪対策を総合的に検討すること。
- 3 新長田駅南再開発の空き床(特に地下・2階)の解消にむけ、具体的施策を実施すること。また、国・県・市などの公共施設の誘致を検討すること。
- 4 「鉄人と神戸三国志」のまちづくりをすすめるために、中国四川省成都市など三国志ゆかりの都市と交流をすすめること。
- 5 「神戸鉄人プロジェクト」への財政支援を強め、「鉄人と三国志のまちづくり」を進めること。
- 6 鉄人、三国志、震災、シューズプラザ、長田神社や源平など、長田区の総合観光案内マップなどを作成し、観光客を誘致すること。また、観光促進協議会のガイドマップに長田区版を新たにつくること。
- 7 長田区の観光を促進するために、区内に観光バスの駐車場を整備すること。
- 8 【R新長田に快速停車と東口を設置するよう【Rに働きかけること。
- 9 新長田勤労市民センターの利用料を引き下げること。
- 10 神鉄長田駅をバリアフリー化するよう、神鉄と協議すること。
- 11 区内を巡回するコミニュティーバスを検討すること。
- 12 4系統について早急にノンステップバス車両に転換すること。
- 13 17系統の終発時間を遅らせ、便数を増やすこと。

- 14 上沢から重池、名倉を通るバスを走らせること。
- 15 8系統が走らなくなったところを改善し、走らせるようにすること。
- 16 源平町の開発途中の箇所について現状を住民に知らせ、防災対策をとること。
- 17 明泉寺町周辺の投票所は、明泉寺保育所など、便利なところに設置すること。
- 18 投票所も含め、野田北部集会所に替わる集会所をつくること。
- 19 腕塚町・久保町5丁目の信号に右折矢印をつけること(南行き信号)。
- 20 丸山地域のアライグマ・イノシシ対策を強化すること。
- 21 第2次住宅マネージメント計画で、建て替え対象の日吉住宅について、隣接する大橋6丁目に建て替えること。また、兵庫区の住宅は兵庫区内に建て替えること。
- 22 人口減少がすすむ長田区として、若年世帯・人口の定着策として、若年世帯向け民間賃貸住宅家賃補助制度を創設(復活)すること。
- 23 ケミカル産業について、新しい製品の研究など支援をおこなうこと。
- 24 鉄人・三国志・グージーなどをいかした長田区特産のお土産など、地場の商店で、商品 開発するための企画をおこなうこと。
- 25 土砂崩れなどを防止するため、急傾斜地や神鉄沿線の対策を強化すること。
- 26 シューズプラザやアジア交流センターなどの広報を強化し、市民(区民)の関心を呼ぶイベントを開催すること。
- 27 浪松保育所を廃止せず、耐震化が必要な場合は補強もしくは、近隣に新設すること。
- 28 新長田駅・商店街周辺の駐輪対策について、地域と相談しながら抜本的対策をとること。 再開発の未利用地の活用も考えること。

- 29 バス停で大型廃棄物などのイスが置かれているところは、交通局のベンチに替えること。 また、屋根が付けられるところは計画的に設置すること。
- 30 長田南部海岸部での津波対策を強化すること。また、防災計画を住民とともに作成し、 避難訓練など住民に広報・徹底すること。
- 31 海岸線の利用促進のために、「乗っ得1 d a y パス」は引き続き継続し、利用期間を最大限広げること。また、往復や乗り継ぎなどパスの方がお得であることを強く広報すること。
- 32 神戸三国志ガーデンの来館者には、地域商店街の特典(プレミアム)などがつくように 商店街等と相談し、来場者や商店にとっても効果がある施策をおこなうこと。
- 33 新長田再開発地域の従前商店主への支援策をつくり、廃業などにならないように援助すること。店舗の移転なども検討し、商店街の活性化を進めること。
- 34 新長田駅南再開発地域の商業床の共益費については、所有者が納得する額に引き下げること。
- 35 庄田橋の改修を早く進め、歩道をつけること。
- 36 二番町住宅のエレベーターを早期に改修すること。
- 37 鷹取駅のJR貨物の騒音調査と大気汚染調査をおこなうこと。
- 38 五位ノ池バス停(下り)に照明を設置すること。
- 39 房王寺住宅の1号棟の建て替えに伴う仮移転については、住民の希望を尊重すること。
- 40 JR鷹取駅の緑を元に戻すこと。

須 磨 区

- 1 神戸〜三木線について、道路拡張工事の早期完成へ向けて、地元住民との合意をはかり ながら工事の促進をはかること。また、工事の進んでいない沿線や広畑橋以北の沿線につ いて、通学児童や歩行者の安全をはかるため、ガードレールの設置や歩道の拡幅などすす めること。
- 2 大手町バス停の西側すぐの交差点(勝福寺下)については、引き続き安全対策に万全を 期すること。特に道路が大手町内を分断している構造のため、道路を横断して南北を行き 来する住民が多い。10年の事故後、標識の増加などで車のスピードは若干落ちているよう だが、それでも「横断に勇気がいる」などの声は強い。子どもの横断を心配する声も多く、 地元住民の声も聞きながら、流入車両の規制や信号の設置など、さらなる安全策を講じる こと。
- 3 山麓線について、前池町交差点から若木町1丁目の木村商店前の交差点間において、違 反車両が増えているのではないかとの声が寄せられている。大型車の通行規制を徹底する こと。
- 4 須磨橋東詰交差点について、青信号の時間が短く、高齢者など南北の横断時に渡り切れない人が出ている。改善すること。また、大田町方面へ車が左折する際、歩行者が横断中にもかかわらず、かなりのスピードで左折してくる車があり、危険との声が出ている。安全対策など、関係機関と協議すること。
- 5 神戸明石線沿線の戸政町周辺における騒音について、大型車の通行規制なども含め、対策をとること。
- 6 須磨多聞線については、計画を中止すること。また、早急に住民との協議の場をもつこと。住民からの具体的な提案もあり、道路をつくることを前提とせず話し合い、さらなる変更など具体的な対応をすること。地元住民の意向を最優先にすること。
- 7 緑が丘を経由する路線バスについて、30分に1本へと増便し、利便性を向上させること。 最終バスを午後9時ごろまで延長すること。
- 8 JR須磨駅や地下鉄名谷駅、板宿駅など主要駅をはじめとして、区役所・病院・文化施

設など、しあわせの村を含め区内の主要施設を経由する周回バスを検討し、利用者の利便 性の向上をはかること。

- 9 大手町の西行きバス停を設置し、利用者の利便をはかること。
- 10 西須磨や禅昌寺、白川台、北落合、若草町や妙法寺住宅など、急な坂の多い地域における住民の利便性の向上や高齢者対策として、コミュニティバスなどの運行を検討すること。
- 11 名谷駅から神戸医療センター敷地内を経由するバスの運行を早期に実現すること。
- 12 月見山駅周辺の商店街の活性化や、バス路線の増便などを含めた地域一帯の振興策をはかること。
- 13 多井畑東町を経由するバス路線を開設すること。
- 14 区内に文化行事やコンサートなどが可能な、固定式座席のある音響設備の整ったホールを整備すること。
- 15 JR・山陽須磨駅から須磨寺駅間の地域に、コミュニティセンターなど集会施設をつくること。特に旧須磨警察跡地については住民から具体的な提案もされている。早急に住民と話し合い、住民の要望にこたえること。
- 16 天井川西谷・東谷合流広場にトイレを設置すること。
- 17 須磨海水浴場の公共シャワーの自然排水をやめ、排水対策をおこなうこと。
- 18 北須磨文化センターの駐車料を元に戻すこと。また、講座利用者などの利便を図るため、 無料時間の拡充や割引料金を適用するなど便宜をはかること。
- 19 北須磨文化センター近くの公園緑化協会が入居している建物について、誰でも使える施設にすること。特に、大黒プラザの機能の代替を求める声は今も強い。具体的な検討を進めること。
- 20 山陽電鉄月見山駅周辺に設置された暫定の自転車駐輪場を恒久化すること。

- 21 リファーレ横尾の空き店舗スペースへ商業店舗を誘致すること。また、地域住民が集える「憩いのスペース」などを設置し、地域住民の交流をはかること。
- 22 鹿松周辺に投票所を設置すること。投票に行きにくく、早急に不便を解消すること。
- 23 妙法寺地域における文化・体育施設(集会所など)を設置すること。
- 24 潮見台町・高倉町・関守町における避難場所について、遠すぎるという声が出ており、 避難所の見直しや新設を検討すること。
- 25 津波対策として、近くのマンションなどと、緊急時に避難できるよう協定を結ぶこと。
- 26 山陽電鉄須磨駅・東須磨駅のバリアフリー化を早期に実現するために、山陽電車にエスカレーターやエレベーターなどの設置を引き続き強く働きかけること。
- 27 区内のバス停にベンチの設置をすすめること。また、バス停の屋根についても設置をすすめること。
- 28 須磨駅周辺に認可保育所を新設すること。名谷駅前の保育所用地を活用するなどで、認可保育所を増設すること。
- 29 だいち小学校の校舎増築など、児童数増加への対応策を検討すること。
- 30 北須磨文化センターの図書室を市立図書館の分館とすること。
- 31 落合池に水をきれいにすることも含め、市民の憩いの場として整備すること。駅側の部分についても可能な限り整備すること。
- 32 離宮公園、離宮道周辺について、黒姫松の並木を含め景観の保全につとめ、周辺地域における景観の保全などを最優先し、高層マンション等の建造物を規制すること。
- 33 横尾地域における土砂災害危険区域を再検討すること。
- 34 名谷駅、妙法寺駅、板宿駅のホームに安全柵を設置すること。

35 須磨駅方面から友が丘方面へ運行しているバス路線について、の利便をはかること。	名谷駅まで延伸し、	住民

垂 水 区

- 1 垂水区内のJR、山陽電鉄では、駅員のいない駅で窓口が一時閉鎖されているところがある。駅員を常時配置して、高齢者や障害のある人でも安心して駅を利用できるようはたらきかけること。また、JR垂水駅のホームは乗降客が多い上にカーブした島型になっているため、視覚障害を持つ人には非常に危険である。ホームドアを設置し、常時、駅員を配置するようはたらきかけること。
- 2 垂水区内には、バス路線が通っていない地域がある。市民の利便性向上の立場から、住 民参加でバス路線の検討をすすめること。
- 3 垂水区内には、福祉パスや敬老パスが交付されてもほとんど利用できない地域が多く残されている。バス路線の整備を進めるとともに、山陽電鉄やJRの区間にも福祉パス・敬老パスが利用できるよう検討すること。
- 4 垂水区は、第二神明以北の東西の交通が不便で、掖済会病院や佐野病院などの総合病院 への通院が不便で交通弱者、買い物弱者が生まれている。区役所、病院を巡回するバスを 運行すること。
- 5 保育所待機児童の多い垂水区内に民間保育園だけでなく、公立保育所を新設すること。
- 6 垂水区内の海岸沿いの住民から航空機による騒音の苦情が寄せられている。住民の声を 聞いて実態調査を行い、必要な措置をとること。
- 7 垂水区内に貸会議室や多目的ホールなどを備えた公的施設を新設すること。音響設備があり、200名程度収容できる、市民ホールの建設も検討すること。
- 8 垂水区海岸部・ J R 沿線以南の津波対策を具体化すること。
- 9 国道2号線の3車線化工事が進められているが、国道沿線からの住民の意見や要望を踏まえ、望ましい将来のあり方を協議する場を設けるよう、国土交通省に申し入れをおこなうこと。
- 10 高尾ガードの拡幅工事を早期に実施すること。

- 11 JR塩屋駅南出口から歩道橋への誘導ブロックを敷設すること。
- 12 市バス57系統の混雑対策として、増便や時間延長をおこなうこと。また、バス停のベンチ・屋根の設置をすすめること。
- 13 山陽バス・塩屋北町巡回路線について、増便と土日祝日の運行、塩屋駅方面への運行路線の検討を働きかけること。
- 14 塩屋町8丁目駐車場跡地へのコンビニ出店について、建設主のサークルKサンクスに対し、地域住民からの不安の声が広がっている。防犯対策、交通安全確保等を遵守し、環境悪化をもたらさないよう申し入れること。
- 15 ベルデ名谷はバス停から住宅まで長い坂道である。バリアフリーのまちづくりの観点から、巡回バス路線の検討などをおこなうこと。
- 16 上高丸交差点(商大筋)の信号を、音響式信号にすること。
- 17 マリンピアによる渋滞で周辺の住民の生活に支障が出ている。必要な措置を講じること。
- 18 55系統(朝霧駅~伊川谷高校前)、58系統(朝霧駅~伊川谷駅)を増便すること。
- 19 南多聞台、神陵台、多聞台地域から垂水駅周辺までの直通バス路線をつくること。
- 20 58系統(朝霧駅〜伊川谷駅)は距離料金制のため乗車料金が割高になる区間ができている。住民にとっては不合理であり、58系統は均一料金制とするよう関係機関にはたらきかけること。
- 21 JR西日本は須磨~西明石間の昼間11時~15時の間の列車本数を1時間4本に減らした。 これにより朝霧駅での55系統との接続が悪くなった。JRに合わせたダイヤに改善すること。
- 22 神陵台緑地は県立公園として存続するよう兵庫県に申し入れること。
- 23 明舞団地の再生計画については、公共施設の充実(例:明舞センターに、体育館やプールの再建、文化ホール・図書館の建設、集会施設使用料の引き下げ、神陵台サブセンター

に集会施設の建設)によって、住民のコミュニティ活動向上に資するよう兵庫県にはたら きけること。また、これまでどおり営業を続けるすべての店舗が新しい商業施設に入居で きるようにはたらきかけること。

- 24 西舞子地域に沿う線路沿いの安全対策について、関係機関にはたらきかけること。
 - ① I R と山陽電鉄との間に安全柵のある平らな退避スペースを設置すること。
 - ②踏切横断の後、国道2号線を渡る信号待ちのための退避場所の地面を平らにすること。
- 25 塩屋舞子線(星陵台3丁目~北舞子1丁目間)を経由するバス路線を新設すること。
- 26 星陵台中学校、舞子墓苑を経由して舞子坂地区につながるバス路線を開設すること。
- 27 アジュール舞子西側利便施設用地のホテル敷地内で運営されてきた「温水ウォーキングプール」を再開する手立てをとること。

西区

- 1 神戸電鉄栗生線は、兵庫県や関係自治体の無利子貸付実施などの支援が行われ、当面は存続することになったが、問題の根本的解決はこれからである。沿線住民に欠かせない公共交通である神戸電鉄栗生線を、安全で便利で使いやすいものにするよう基本計画でもしっかり位置づけること。鈴蘭台から押部谷間の全線複線化、スピードアップ、運賃の引き下げ、魅力ある車両への更新、木幡駅、栄駅、押部谷駅前の自家用車停車場所を確保すること。バス停改善、パークアンドライド導入の駐車場整備、栗生線利用の高齢者が便利なように循環福祉バスをつくることなどを、計画をつくって取り組むこと。
- 2 近年、地方鉄道の廃線などが続き、大きな社会問題となっている。神戸電鉄栗生線の問題でも、活性化協議会などで努力が行われているが、もっと、住民参加を広げて、国と兵庫県、神戸市や三木市、小野市、学識経験者がそれぞれの責任を明確にしてこの問題に取り組むこと。
- 3 市営地下鉄の再延伸については、財政状況をみながら、押部谷方面、西明石方面及び東 播磨方面への路線についても実現をめざすこと。
- 4 神姫バス運行の押部谷と三宮を結ぶ恵比寿~三宮線を富士見が丘回りに変更してほしいとの要望が強い。市民の足を守る立場から、神姫バスに引き続き要望すること。
- 5 神出町に集中している産業廃棄物最終処分場をこれ以上増やさないこと。同時に、処分 場周辺への不法投棄も多いことから、巡回を強化するなど、対処すること。
- 6 神戸市内最大人口となった西区に、公立高校を建設するように、兵庫県に働きかけること。
- 7 西区に勤労会館を建設すること。既設の建築物の利用も含めて検討すること。
- 8 西区では、児童館について、地理的に利用しにくい地域で、重複設置を進めてきている。 北山台と富士見が丘地域の児童は、地理的に児童館の利用ができない状況となっている。 両地域の児童が利用できる地域児童館を北山小学校の空き教室利用で早期に設置すること。
- 9 井吹北小学校の建設が始まったが、地域に開かれた学校となるよう、住民の要望を取り

入れること。

- 10 今後も生徒数が増加すると思われる井吹台中学校の過密解消のため、井吹台に中学校を新設すること、学校ができるまでの経過処置として、野球部やサッカー部のグラウンドを中学校近辺に確保すること。
- 11 井吹台東町のコープ東どなりのカインズ跡を公共施設として利用できるよう確保し、多目的ホールやフィットネス施設、区役所出張所、図書館等の統合施設として整備すること。
- 12 西神南ニュータウンは、近年子育て真最中の若い世代が増加している。これにあわせて、保育所や幼稚園などをもっと計画的に建設すること。
- 13 西神南ニュータウン内に、特別養護老人ホーム、ディサービスセンター等の建設をおこなうこと。
- 14 西区の地形的特殊性を考慮にいれ、必要なところには-小学校区-児童館を建設すること。
- 15 児童館・センターで色々な参加メニューがあるが、西区は広いため、参加したくても児童館が遠く、交通の便も悪く、参加しにくい。気軽に参加できるよう配慮すること。
- 16 北山小学校の余裕教室を地域方式の学童保育に開放すること。
- 17 玉津福祉ゾーンの整備を急ぐこと。整備にあたっては、障がい者団体等の意見を十分に 聞き、反映させること。
- 18 温泉「玉津の里」跡地利用について、現在、動きは止まっているが、引き続きラブホテルの計画が進められないよう、行政として事前の監視を強めること。
- 19 国道175号線玉塚台7丁目、神戸信用金庫前バス停付近及び、コーナン前北行きバス停付近に無料の駐輪場を整備すること。
- 20 市道玉津鳥羽線の枝吉交差点に右折だまりを整備すること。
- 21 玉津第一小学校に統合された投票所を、宮下地域を含む地域に増設すること。

- 22 月が丘は神戸市が開発した団地である。市民が暮らしやすいよう、郵便局と開業医(内科医)を早急に誘致すること。
- 23 西神ニュータウンを東西で分離するのではなく、乗り換えをしなくても相互に行けるよう路線、ダイヤの変更をするよう働きかけること。無理だというならば、西神ニュータウン内は、同じ街の中なので、同一料金で乗り継げるようにするなどの対策をとるよう働きかけること。
- 24 ニュータウンのバスロータリーに待合室を整備すること。
- 25 広い西区の利便性を高めるため西区内の主要施設、区役所、西神戸医療センター、区民センター、西体育館等と各地域を結ぶコミュニティーバス、周遊バスなどを整備すること。
- 26 西区民センター、プレンティーホール及び4地区(春日台・竹の台・美賀多台・狩場 台)の各プラザの利用料金、について、地域住民が利用する場合は減免すること。
- 27 春日台児童館西側、春日台7丁目交差点への信号設置について、関係機関に働きかける との回答であったが、未だ設置されていない。車両交通量も増えている。児童の安全のた めに、早期に信号機を設置するようつよく働きかけること。
- 28 近郊農家支援と食の安全を守る立場から「こうべ給食畑事業」を拡大し、西区産の農産物の学校給食利用をさらに増やすこと。
- 29 伊川谷小学校、高津橋小学校、有瀬小学校などのプレハブ校舎解消のため、新小学校建設をふくめ検討すること。
- 30 伊川谷地域及び岩岡地域に、誰でも気軽に利用できる多目的集会施設を設置すること。
- 31 伊川谷町有瀬地区は公園整備がおくれている。公園を整備すること。
- 32 JR大久保駅~上岩国~西神中央駅を結ぶ市バス9系統、12系統の路線を一部、神出の 池田回りに変更するよう、神姫バスに申し入れること。市民の足を守る責任を持つ神戸市 として、神姫バスに要望するのは当然であり、申し入れを行うこと。

- 33 井吹台西町、井吹台東町、井吹台北町に郵便局を開設するよう、関係機関に神戸市として強く働きかけること。
- 34 学園都市の文化交流施設ユニティ内の施設利用料を引き下げるため、「協議会」に神戸市として参入し、無料化も含め低減すること。また、利用時間が午後8時までとなっているが、せめて午後9時まで延長すること。地域住民が無料で参加できる公開講座・各種教室を定期的に開催すること。
- 35 地下鉄学園都市駅のユニティ内か、留学生会館内のいずれかに神戸市の行政サービスセンターを設置すること。
- 36 西神中央にある西区の図書館は、手狭であり、蔵書ももっと増やしてほしいという意見が強い。人口25万人になろうとする市内最大の人口の西区にふさわしい図書館になるよう、市民や利用者の意見を聞いて拡充すること。
- 37 学園都市駅周辺、西神南駅周辺、岩岡町などに西区図書館の分館を新設すること。また、 学園都市の外国語大学の図書館・体育施設を土曜日・日曜日・祝日を含め、年中利用でき るようにすること。
- 38 現在の区民センター内の学習ルームの改善は、利用者の要望を聞き一定の改善が行われたが、今後、西区図書館の充実と一緒に、利用者の声をアンケートを取るなどしてよく聞いて、受験生などが使いやすく、集中して勉強ができるようにさらに改善すること。
- 39 市内最大の人口を要することとなった西区であり、特に人口が増大しているニユータウン以北の住民サービスの向上のため、西神中央出張所の業務を拡大し、区役所なみの住民サービスに拡充すること。
- 40 西区内の幹線道路・神戸三木線の拡幅について、特に押部谷町木津から三木市境までの区間は、地域住民の意見を十分間いた上で、実施の是非を含め検討すること。
- 41 岩岡連絡所の集会施設科用者のためエレベーターを設置すること。震災後、大沢に災害 復興公営住宅が整備され、障がい者の入居も多く、車いす利用者も増えている。また、高 齢化対応のためにも、早急にエレベーターを設置すること。
- 42 西区内の連絡所の集会施設が行政施設という名目で事実上、一般市民が利用できなく

なっている。集会施設が少ない地域が圧倒的であり、一般市民に開放すること。

- 43 地域福祉センターを常時利用していないところも多い。一般利用も含め、地域への開放 を実現すること。また、集会所利用への制約が多く利用がむずかしい。一般市民の利用が もっとできるよう改善すること。
- 44 県道平荘・大久保線の「ヒラキ」西側道路の整備が行われたので、福吉台入り口の信号機を設置するよう、関係機関に働きかけること。
- 45 富士見ケ丘のメイン通りが三木市からの通り抜け道路になっており、特に朝の出勤時間 帯の渋滞がひどく、地域住民への迷惑となっている、何らかの対策を講じること。
- 46 国道175号線の田中団地北の信号と田中団地入り口を結ぶ、宮下全域を通過する道路が、 周辺からの通り抜け道路として利用され、特に宮下3丁目と2丁目境の交差点で近年事故 が多発している。広域的観点から、安全策を自治会と一緒に検討すること。
- 47 押部谷町笠松峠の三叉路に信号機を設置すること。
- 48 玉津町明石大橋から明石市までの明石川堤防上に歩道を整備し、歩行者の安全を確保すること。
- 49 明石川河川敷に遊歩道を設けるなど、市民の利用ができるよう、兵庫県と協議して整備すること。
- 50 玉津町今津、高津橋、西河原の排水路建設は、住民の要望に応え、予算措置されたが、 温暖化による豪雨災害の頻発がいわれている今、さらに抜本的な進捗が求められている。 都計道路計画廃止などによる計画の修正をいそぐとともに、最下流の住民の不安に応えて、 内水の排水ポンプ設置も排水路建設と一体に、早急に行うこと。
- 51 明石川の水害を防ぐため、持子地区の堤防工事が計画されているが、工事が中断している。早期に工事を再開して完了させるよう、兵庫県に働きかけること。また、兵庫県や西区役所と西土木事務所、消防署の連係も再度点検し、溢水の危険に対する対応に万全を期すこと。
- 52 神出町東の宮本歯科前から県道へ通じる市道は、一部農道を利用したり、一部の区間は

民家の間の生活道路を走っている。交通量が多いのに、すれ違いが困難な道路となっている。早急に拡幅整備し、歩道も設置して、道路の改良をおこなうこと。

53 元県営明石西公園のトイレを開放するよう、県に働きかけること。